

官報

號外

明治三十二年三月四日 土曜日

印 刷 局

○第十三回 帝國議會 衆議院議事速記錄第四十一號

明治三十二年三月三日(金曜日)午後一時十三分開議

議事日程 第三十九號 明治三十二年三月三日

午後一時開議

第一 沖繩縣土地整理法案(政府提出)

第二 水先法案(政府提出)

第三 刑事訴訟法中改正法律案(政府提出)

第四 外國船船乘組員、逮捕留置ニ關スル援法案(政府提出)

第五 耕地整理法案(政府提出)

第六 權利收用ニ關スル法律案(政府提出)

第七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第八 警察命令及行政執行法案(政府提出)

第九 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案(三十六名提出)

第十一 營業稅法中改正法律案(加藤六藏君外十四名提出)

第十二 明治二十二年法律第十號改正法律案(前川模造君外五名提出)

第十三 明治二十年法律第二十九號中改正法律案(木村督太郎君外二名提出)

第十四 鐵道敷設工事ヲ豫定期限内ニ竣功スヘキ建(委員長報告)

第十五 海田市ヨリ吳ニ至ル鐵道敷設工事著手ノ建議

第十六 製絲事業ニ關スル建議案(栗原亮一君外七名提出)

第十七 巴里萬國大博覽會ニ日本清酒酒舗開設ニ付特當業者ヲ保護スルノ建議案(金井貞君外四名提出)

第十八 官國幣社經費復舊建議案(大津淳一郎君外四名提出)

第十九 四國高等學校設置建議案(林喬君外二十名提出)

第二十 明治二十五年勅令第十一號豫戒令廢止建議案(加藤政之助君外一名提出)

第二十一 監獄教誨師ニ關スル建議案(利光鶴松君外二名提出)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

貴族院ヨリ領事官ノ職務ニ關スル法律案ヲ送付セラレタリ

花井卓藏君大塚成吉君鮫島相政君東良三郎君關直彦君利光鶴松君關信之介

君高梨哲四郎君木村格之輔君石黒涵一郎君岡野寛君西原清東君後藤文一郎

君丸山嵯峨一郎君ヨリ裁判所構成法中改正法律案ヲ提出セラタリ

特別委員長及理事左ノ通常選セラタリ

重罪控訴豫納金規則中改正法律案

委員長 罷田和藏君

罹災救助基金法案

委員長 田中正造君

工藝學校設置ノ建議案

委員長 渡邊猶人君

斗南藩士家祿給與法案外一件

委員長 利光鶴松君

第五回内國勸業博覽會中水產部ヲ萬國博覽會ト爲スノ建議案

委員長 小田爲綱君

特別委員左ノ通指名セリ

決算審査ニ關スル決議案委員

重岡薰五郎君

柏谷義三君

草刈武八郎君

内藤守三君

新井章吾君

板東勘五郎君

理事

横山通英君

三田村甚三郎君

佐治幸平君

佐藤澤幾之輔君

内藤正義君

安川繁成君

畠山雄三君

降旗元太郎君

牧口義方君

磯部八五郎君

和波久十郎君

寺田彦太郎君

裁判所設立及管轄區域變更ニ關スル法律案外一件委員

山内吉郎兵衛君

大塚常次郎君

私立學校徵兵猶豫ニ關スル建議案委員

武市庫太君

龍口歸一君

齊藤壽雄君

小倉信近君

武弘宜路君

橋元昂君

鈴木文三郎君

安部井磐根君

森川六右衛門君

鞍谷清慎君

門馬尙經君

吉君

島謙吉君

正君

吉君

正君

吉君

テ居リマスケレドモ、此案杯ヲ見マスト云フト、却テ政府ガ取締ラズトモ宜
イト云フヤウナコトモ書イテ、即チ人ノ寢所マデモ往ッテ、巡查ガ關係ヲス
ルヤウナ、詰リ今日文明社會ニ於テ、且ツ外國人が雜居ヲスル場合ニ於テ容
易ニ行レザルヤウナコトヲ、命令ヲ以テスルヤウナコトガ出來テ居ルニモ拘
ラズ、却テ世話ヲスベキ、取締ヲスベキ、此癩病患者ノ如キヲ取締ラヌト云
フコトハ、實ニ此内務大臣始メ是ニ關係シテ居ル所ノ人ト云フモノハ、實ニ
其順序ヲ誤テ居ルモノト私ハ確認致シマス、ソレ故ニ此癩病ハ、歐羅巴ニ
於テモ、昔ハ隨分アリマシタケレドモ、今日ニ於テハ取締ヲシテ、即チ見ニ
クイト云フノミナラズ、即チ之ヲ看護セシケレバナラヌト云フ譯デアル、故
ニ亞米利加ノ如キハ、一人モ見ルコトガ出來ナイ、漸ク十二年前ニ一人見タ
コトガアル譯デアリマス、デアルカラシテ、是ハ是非政府ニ於テ、即チ國民
ニ於テ、取締ヲセンケレバナラヌト云フコトデアリマス、然ルニ今日此儘抛
棄シテ居ルト云フコトハ、政府ガ如何ナル考デアルカ、即チ虎列刺ガ起ツテ
モ、其儘ニシテ置クカ、虎列刺ヨリモ一層ヒトイモノデアルト云フコトデア
リマス、此コトハ獨リ内國ニ關係シテ居ルノミナラズ、即チ是ハ大イニ外國
ニ關係ヲ持ツベキモノデアリマス、斯ノ如キコトガ、日本ノ地到ル處ニ於テ、
見ルコトガ出来マスルナラバ、其新聞ト云フモノハ、世界萬國ニ行渡リ、即チ
今日萬國交際ノ世ノ中ニ於テ、日本ノ不都合、日本ノ人民ヲ取扱フコトノ不親
切ナルコトヲ新聞ニ知ラセマスルト、實ニ是ハ御同様ニ責任ヲ盡サナイ、即
チ日本ノ國民ハ、國ヲ顧ミナイト云フ譯ニ至ル譯デアリマス、此事ニ附イテ
ハ、既ニ外國新聞ニモ明ニ出テ居リマスカラシテ、外務大臣杯ハ、能ク御承
知デアラウト私ハ思ヒマス、此爲ニ三府五港ニ於テ、乞食ノ取締ガナイト云
フコトモ、亦實ニ國家ノ體面上今日許スベカラザルコトデアルト思ヒマス、
天保年中ハ卒ザ知ラズ、今日ハ即チ王政御一新ニ至ッテ、本年七月十七日ヨ
リハ雑居ニナツテ、即チ美術的ヲ以テ交際シナケレバナラヌ世ノ中デアリマ
ス、然ルニ此東京、而モ此議會ヨリ僅カ二三町ノ處ニ、其琴平町邊ハ、毎月十
日ニナリマスレバ、乞食ノ五人ヤ十人居ラヌコトハアリマセヌ、然ルニ其乞
食ハ、日本人ノ袂ヲ引クコトハ少ウゴザイマスケレドモ、外國人ヲ見マスト、
直グニ頭ヲ道ニ低ゲテ、禮ヲスルヤウナ譯デアリマス、是等ハ實ニ國ニ取
テ耻ヅベキコトデアル、又横濱ニ參リマシテモ、伊勢山邊ニ參リマスルト、日
曜ノ午後ニハ乞食ガ出ル、神戸ニ參ッテ諭訪山ニ參リマスト、日曜ノ午後ニ
ハ、乞食ガ澤山出マス、是等ノ不取締ハ、實ニ内務大臣初メ警視總監デアル
トカ、或ハ警保局長デアルトカ云フ人ハ、ドノ點ニ實際ノ警察ノ取締杯ヲシ
テ居ルカ、一向譯ガ分ラナイ、サウ云フスベキ、眼ニ見エルコトハシモセズ
シテ、今日ノ如キ法案ガ出テ居ル、人ノ家ニ無暗ニ往ツテ見ルコトガ、出來
ルト云フ鹽梅ノ法案ヲ出スト云フコトハ、天地ヲ轉倒シテ居ル所ノ行政ノ仕
方デアルト私ハ信ジマス、ソレ故ニ今日ノ國體ニ於テ、乞食杯ト云フモノハ
成ルベク、即チ取締ヲシテ國體ノ美術ヲ存シ、即チ我日本ノ名譽ヲ天下ニ輝
スコトヲ勉メルノガ、即チ行政官ノ爲スベキコト、信ジマス、ソレ故ニドウ
カ政府ニ於テハ、速ニ此癩病ヲ以テ傳病染ト認メナイカ、認メルナラバ何ゼ
之ヲ保護シナイカ、又乞食ヲナゼ今日各地ニ於テ、斯ノ如キ有様ニシテ、日
本ノ國體ヲ瀆スカト云フコトヲ質問スル譯デアリマス、又是ハチヨウト外國

ニ關係シテ居ルコトデアリマスカラシテ、此外國ノ新聞ガ、如何ニ此日本ノコトヲ評シテ居ルカ、僅カ半分間デ讀メルコトデアリマスカラ、チヨット清聽ヲ煩シマスデゴザイマス

「ニューヨークテレビン」新聞ハ云ヘリ癲病人ノ路傍ニ彷徨スルハ獨リ録倉ノミナラス横濱ニ於テモ亦之ヲ目撃スルコトアリ然レトモ該病人ノ最モ多キハ録倉地方ナルカ如シト嗚呼是レ日本ノ一地方問題ニ非ス實ニ日本ノ國家的問題ナリ何トナレハ此最モ不運ナル薄命者ヲ放棄シテ之ヲ顧ミサルハ全國ノ榮辱ニ關係アレハナリ抑、日本人ハ世界中無比ノ義俠心ヲ有スル所ノ人民ナリ人情ニ厚キハ日本人固有ノ特質ナリ此ヲ以テ最初吾八カ日本人ハ癲病患者ニ對シテ頗ル無頓著ナリトノ報道ヲ得タル時吾人ハ容易ニ之ヲ信セサリキ蓋シ該報道ト日本人ノ特性トハ冰炭相容レサレハナリ其後再三再四之ヲ耳ニスルニ及テ漸ク之ヲ信スルニ至レリ吾人ハ深ク日本人ノ爲メ之ヲ悲マスンハ非ス何故ニ日本人ハ癲病患者ヲ救助セサルカ患者ヲ入ルヘキ家屋ヲ建築セサルカ患者ノ生活ヲ可成的ニ愉快ナラシメサルカ患者ノ醜状ヲ隠蔽セシメサルカ而シテ是等一切ノ費用ハ有志ノ寄附金ニ據テ之ヲ支給スヘキモノトス日本ノ大多數ハ喜シテ此美舉ヲ翼賛シ續々金圓ヲ醸出スルハ吾人ノ固ク信シテ疑ハサル所ナリ且又癲病問題ハ必ス國會ノ議ニ上ルヘシ蓋シ同問題ハ日本帝國ノ威光ヲ増減セシムヘキ重大問題ノ一ナレバナリ苟モ優等文明國ノ伍ニ列スル所ノ國ハ絶大ノ病患ニ對シテ冷淡ナラント欲スルモ豈ニ得ヘケンヤ

斯ウ書イテアリマス、實ニ是ハ容易ナラザル問題ニアリマスルカラシテ、當局者即チ文部大臣ハ、其コトニハ餘リ立障ラズトモ、此内務大臣ニ於テハ、十分ニ御注意アリテ、此際是等ノ取締ヲ如何ニスルカ、質問致ス所ニアリマス云フコトデアリマス——是ヨリ議事日程ノ第一ニ移リマス、沖繩縣土地整理法案、貴族院回付ス

第一 沖繩縣土地整理法案(政府提出貴族院回付)

斯^ス書イテアリマス、實ニ是ハ容易ナラザル問題ニアリマスルカラシテ、當局者即チ文部大臣ハ、其コトニハ餘リ立障ラズトモ、此内務大臣ニ於テハ、十分ニ御注意アリテ、此際是等ノ取締ヲ如何ニスルカ、質問致ス所ニアリマス。議長(片岡健吉君) 諸君ニ御報告スルコトガアリマス、石田貫之助君ハ、醫藥分業法案ノ賛成中ニ記名ガシテアルガ、是ハ間違アルカラ、取消スト云フコトデアリマス——是ヨリ議事日程ノ第一ニ移リマス、沖繩縣土地整理法案、貴族院回付

○ 恒松隆慶君(九十七番) 本案ニハ、第二條ハ修正ヲ貴族院ニ於テ加ヘラレタモノニアリマス、第一條第一項ノ修正ノ場合ニ依クテ、第六條ニモ聊ナ字句ノ修正ガアルノニアリマス、是ハ實地ニ附キマシテハ、多少異論ナイト云フコトモアリマスマイケレドモ、今日ノ場合ハ免ニ角、是ハ貴族院ノ修正ニ同意致ス、滿場是ハ協賛アランコトヲ希望致シマス

○ 松本正友君(百十一番) 私モ贊成ヲ致シマスルガ、此修正案ヲ見マスルニ、是ハ先キニ衆議院ノ特別委員會ニ於テ、修正ヲ致シマシタノト毫モ相違ガナイ、併ナガラ但書ニ至リマシテ、聊カ字句ノ修正ハゴザイマスル、其本文ニ於キマシテハ、チヨットモ違ガナイ、大イニ私共満足スル所デアル、サウシテ又其二條ノ第三項中及第六條中ニ修正ガアリマス、此修正ト云フモノハ、矢張特別委員會ニ於キマシテ、修正ヲ致シタ通デアル、少モ相違ハナイ、此修正ヲ致シマシタ所ヲ活版ニ付シマスルトキニ、誤植ヲシタモノデ

アラウト思フカラシテ、貴族院ノ修正ハ、最モ適當ナル修正好ト認マスカラ、
速ニ賛成ヲ致シマス、ドウカ満場一致ヲ以テ、可決アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ、貴族院ノ修正通、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、貴族院ノ修正通ニ決シマス、議事日程ノ第一、水先法案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告

第二 水先法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長)

(野間豊五郎君演壇ニ登ル)

○野間豊五郎君(二百四十三番) 本案ニ附キマシテ委員會ノ結果ヲ御報告致

レマス、本奏ハ昨日委員會ヲ開キマシテ、就キマシテハ政府委員ニモ出張ヲ請ヒマシテ、色ニ審議ヲ致シマシタ、本案ニハ貴族院ノ修正案ガゴザイマシタ

ガ、ソレヲ合セテ矢張貴族院ノ修正通、委員會ニ於テモ可決ヲ致シマシタ、別ニ異議モゴザイマセズ、滿場一致デ可決致シマシタ、此段ヲ御報告致シマス

○恒松隆慶君(九十七番) 此水先法案ハ、條約改正ノ後ハ、最モ必要ナル案

デゴザイマスル、ドウカ直チニ是ハ、讀會省略ヲ以テ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定ト認メマス、議事日程ノ第三、刑事訴訟法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告——關直彦君

水先法案 確定議

○議長(片岡健吉君) 六十八條ニ附イテ、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定ト認メマス、議事日程ノ第一

第三 刑事訴訟法中改正法律案(政府提 第一讀會ノ續(委員長)

出貴族院送付)

(關直彦君演壇ニ登ル)

○關直彦君(五十五番) 刑事訴訟法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、當委員會ハ二月ノ二十五日ニ開會ヲ致シマシテ、委員長及理

事ノ互選ヲ致シ、ソレカラ三月一日ニ開會ヲ致シマシテ、議事ニ取掛リマシテゴザイマス、テ、其節又本院ヨリシテ同一委員ニ付託シマシタル、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法案ト云フモノヲ共ニ議事ニ付シマシテゴザ

イマス、此兩案共ニ御承知ノ如ク、是ハ政府ノ提出案デゴザイマシテ、貴族院ノ修正ヲ經テ、當院ヘ送付ニナリマシタ案デゴザイマス、ソレデ私ハ便宜ノ

タメニ、刑事訴訟法中改正法律案ト及今一案トヲ共ニ御報告致シテ置キマス、ソコデ此刑事訴訟法中改正法律案ノ議ニ附キマシテ、大體ノ結果ヲ申シ

マスレバ、政府ノ原案ニ加フルニ貴族院ノ修正ヲ委員會ハ可決致シマシテ、尙ホ委員會ハ、此修正ニ附加ヘマシテ、數箇條ノ追加修正ヲ致シマシタノデゴ

ザイマス、其追加修正ハ、如何ナルモノアルカト云ヒマスルト、豫審ニ辯護士ヲ付ケルト云フコトノ箇條ヲ現行刑事訴訟法中ニ附加ヘマシタ次第ゴ

ザイマス、ソコデ此政府案ノ改正、政府案ノ趣旨ヲ尋ねテ見マスルト云フト、第一ニ政府ノ趣旨ハ、例ノ拷問ノ一種デゴザイマスル所ノ密室監禁ト云

フモノヲ廢止スルト云フコトガ、二ノ趣旨デアリマス、ソレカラモウーノ趣旨ハ、保釋ノ區域ヲ擴張シテ、成ルベク刑事被告人ノ保釋ヲ許スト云フノ

ガ、政府案ノ趣旨デゴザリマス、ソレカラ致シマシテ、貴族院ガ修正ヲ致シマシタ趣旨ハ、婦女子若クハ幼者、若クハ嘔者即チ「オシ」、サウ云フ者ニ官選辯護ヲ附ケルト云フコトノ趣旨ヲ以テ、修正ヲ致シマシタ、ソレカラモウーノ趣旨ハ、保釋ノ區域ヲ擴張シテ、成ルベク刑事被告人ノ保釋ヲ許スト云フノ

ガ、政府案ノ趣旨デゴザリマス、ソレカラ致シマシテ、貴族院ガ修正ヲ致シマシタノデゴザリマス、此政府ノ提出案ノ趣旨ト云ヒ、又貴族院ノ修正ノ趣旨ト云ヒ、共ニ今日必要缺クベカラザル最モ善美ナル提案竝ニ修正デゴザリマスカラシテ、此趣旨ハ委員會ニ於テ、可決ヲ致シマシタ次第ゴザリマス、而シテ此密室監禁竝ニ保釋ノ擴張ト云フコトハ、從來國民ガ共ニ希望シテ居ル所ノ改良デゴザリマシタガ、是マデ慣習ノ久シキ政府ハ此事ニ附イテハ、頗ル改良ヲ客マレマンテ、今日マデハ行レナカッタ次第ゴザリマス

ガ、幸ニシテ條約改正ノ結果、内地雜居ノ曉ニハ、斯様ナル不都合ナル野蠻ノ制度ガ、日本ノ司法制度ニ残シテ居カタナラバ、外國人ニ對シテ甚ダ面

目次第モナイト云フ、外部ノ刺衝ニ促サレテ、斯様ナル修正案ヲ政府ガ進ンデ

ヒヤート呼フ者アリ)ソコデ凡ソ此豫審ノ決定ヲ經マシテ、有罪ノ決定ヲ經マシテ、公判ニ付セラレタ以上ト申シマスルモノハ、公判判事ハ時間ノ少ナイ、件數ノ多イノニ制セラレマシテ、十分ニ縝密ニ取調ヲスルコトガ出來ナイ、故ニ或ハ辯護士ヨリ請求スル所ノ證人ノ召喚ヲ拒ミ、十分ナル取調ヲセズ致シテ、凡ソ豫審ノ決定ニアル所ノ事實ニ依テ、直チニ裁判ヲ下スト云フコトノ弊害ガアルノデゴザイマス、ソコデ苟モ内地難居ノ曉、我司法制度ニ十分ナル改良ヲ加ヘ、文明的ノ司法ヲ行ハントスルニハ、此度政府ガ提出サレマシタ所ノ改良ノミナラズ、貴族院ノ修正竝ニ本委員會ノ修正、即チ豫審ニ辯護ノ附添ヲ許シテ、或ハ被告人ノタメニ利益ノ證據ヲ舉ゲルコトヲ周旋シ、又豫審判事ヲレテ恐喝若クハ欺瞞ヲ用フルコトヲ防グノ豫防策ニスルノガ、最モ適當デアルト云フノ趣旨デゴザリマシテ、サウシテ此條項ヲ四箇條ノ條項ヲ附加ヘマンタノデゴザリマス、是ハ諸君ノ御手許ニ報告書トシテ差出シテアリマスカラ、是テ御覽下サイマスレバ、總テ明瞭デアラウト信ジマス、デ、願ハクハ豫審ニ辯護士ヲ附スルト云フコトニ附イテハ、既ニ貴族院デモ、此議ガゴザリマシタガ、不幸ニシテ少數デ倒レタノデゴザリマス、デ、本院ニ於キマシテハ、此修正ヲ附加ヘテ、之ヲ貴族院ニ回付シマスル曉ニハ、成ルベク貴族院諸君ノ慎重ナル御再考ヲ望ミタインデゴザリマスカラシテ、若シ諸君ニ於テ、此趣意ガ果シテ御贊成デアルナラバ、成ルベクハ滿場一致ノ御贊成ヲ以テ、貴族院ニ回付致シタイト考ヘルノデゴザリマス(「贊成々々」ト呼フ者アリ)ソレカラ刑事訴訟法中改正法律案ノ結果ハ——委員會ノ結果ハ、右ノ次第アリマスガ、一步ヲ進メマシテ外國ノ艦船乗込員ノ逮捕ノ委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、本案ハ條約改正、此條約ノ結果カラシテ出來マシタ法律案デゴザリマシテ、外國ノ軍艦若クハ外國ノ船舶ニ乗込シテ居ル所ノ乗組員ガ脱走ヲスル、此時ニ我政府ガ力ヲ假シテ之ヲ捕ヘ、若クハ留置スルノ助ヲシテヤルト云フコトノ法案デゴザリマス、是ハ條約ノ結果カラシテ、出テ來マシタ次第デゴザリマスカラシテ、別ニ深キ仔細ハナイ法律案ト承知ヲ致シテ居リマス、デ、政府ノ原案ヲ貴族院ニ於テハ、原案ノ儘可決ヲ致シテ參リマシタ、委員會ニ於テモ、滿場一致ヲ以テ原案ヲ可決ヲ致シマシタ次第デゴザリマス、是モ冀ハクハ必要ニ迫ラレテ出マシタ法律案デゴザリマスカラシテ、刑事訴訟法中改正法律案ト同様満場一致デ直チニ可決アランコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○花井卓藏君(二百四十一番) 私ハ贊成ノ通告ガ致シテゴザリマスルガ、演説ヲ致ス程ノコトデモアルマイト思ヒマスカラシテ、幸ニ司法大臣ガ御出ニナクテ居リマスカラシテ、一二三點ノ質問ヲ致シテ、私ノ通告ハ取消スコトニ致シマス、第一ニ質問ヲ致シタイ廉ハ、此豫審ニ辯護士ヲ附スルト云フ制度ハ、凡ソ文明國ニ於テハ、何レノ國ニ於テモ、採用ヲ致シテナイ國ハナイ、英吉利ニ於キマシテモ、亞米利加ニ於キマシテモ、亦佛蘭西ニ於キマシテモ、凡テ採用ヲ致シテ居ル(質問ハヨシタマヘ)ト呼フ者アリ)

○議院議事速記録第四十一號 明治三十二年三月三日 刑事訴訟法中改正法律案 第一讀會ノ續

ニ於テノミ、之ヲ許サヌト云フ御主義ハ、孰ノ點ニアルカト云フコトヲ承りタイ、ソレカラ第二ハ、日本ノ刑事訴訟法ハ、佛蘭西ノ刑事訴訟法ヲ御翻譯ニナツタノデゴザイマスルガ、翻譯ノ當時ニ於テハ、辯護士ヲ附スルコトヲ禁シテアツタノデゴザイマスルガ、一昨年ニ至リマシテ、既ニ附スルト云フコトニ相成ツタノデゴザイマスルカラ、矢張佛蘭西ノ主義ヲ摸倣シタト云フ御主議ヲ御貫徹ナサルニ附イテハ、矢張此修正案ニハ、御同意ニナルベキ譯デアルノニ、爰ニ出テヌノハ、如何ナル趣意カト云フノガ一ツ、ソレカラモウニシテ置キタノハ、貴族院ニ於テモ、頻ニ刑事訴訟法ニ豫審ニ辯護士ヲ許スハ、訴訟法ノ主義ニ差響ヲ來シ、根本ニ影響ヲ來スヤウニ承テ居リマスガ、即チ日本ノ刑事訴訟法ノ主義ハ、如何ナル主義デアルカ、是ハ少々ゴマカシ的ノ御説明デハナイカト、私ハ考ヘルノデアル、現行ノ刑事訴訟法ニシテ置キタノハ、貴族院ニ於テモ、頻ニ刑事訴訟法ニ豫審ニ辯護士ヲ許スハ、根本ハナインデアル、主義モナインデアル、豫審ニ辯護士ヲ附スル附サヌト云フコトニ附イテハ、主義上ニ響ハ、毫モ致サヌノデアリマス、現在ノ豫審制度ニ依ルト、元來人間ト云フモノヲ——被告人ト云フモノヲ、人ト見テ居ルカ、物ト見テ居ルカハ、疑ヒナインデアル、即チ此主義ヲ改メテ、人主義ニシヤウト云フ、進歩シタル私共ノ意見ニ御同意ニナラヌト云フノハ、如何ナル理由デアルカ、矢張人間ヲ物ト見ル方ノ御趣意カ、ソレカラ是ニ附キマシテ、御尋ヲ致シテ置キタノ云フモノニ關スルコトハ、究問ノ趣意カ、彈劾ノ趣意カ、此二ツノ外ニ出デヌ、然ルニ今日現在ノ有様ハ、或法律ハ彈劾ノ趣意、即チ防禦放擊ノ方法ヲ認メテ居ルノニ、豫審ニ附イテダケ、被告人ヲ豫審審理ノ目的物トシテ、唯テ居ルカ、物ト見テ居ルカハ、疑ヒナインデアル、悉ク私ノ事柄ニ附イテハ、臺モ御注意ニナツテ居ラヌト云フ事柄ハ、益々以テ人間ヲ認メテ居ルノニ、豫審ニ附イテダケ、被告人ヲ豫審審理ノ目的物トシテ、唯テゴザイマスル、以上ノ論旨ハ、孰モ現在文明諸國ニ於キマシテハ、悉ク私ノ質問ノ趣意ヲ採用致シテ居ルノデアル、司法大臣ガ過日委員會ニ於テハ、モウ少シ待ツテ吳レ、此冬ノ議會ニハ出スカラ、待ツテ吳レト云フコトヲスルガ、併ナガラ善イコトハ、即時ニ御行ヒニナツテ、差支アルマイト私ハ考ヘル、善イコトヲヤル、善事ヲ爲スコトナラバ、一日一時モ早キヲ貴ブノデアル、善事ヲ爲スコトヲ躊躇シテ延バス必要ハ、孰ノ點ニアルカ、甚ダ疑ハシイ、殊ニ政府ニ於テハ、外國人ガ來ルト云フノデ、外國人ハ印形ヲ持ツマスカラシテ、成ルベク此印形ノコトニ附イテハ、簡易ナ方法ヲ採ツテヤルガ宜イト云フヤウナ、誠ニ鎮絶ナル手續ノ法律マデモ出シテ居ルノデ、此權利ニ甚大人ガ注意ヲ致サヌガ、私ヲシテ餘蘊ナク司法省ノ弊ヲ論シ盡サレタナラバ、十分ニ一日ヤ二日ハ辯シテ(ソンナニヤラレテタマルモノカ)ト呼フ者ニアラウト思フ、以上ノ數點竝ニ是ニ牽聯シタル問題ヲ自ラ御判断ノ上デ、御答辯ヲ願ヒタインデアル、司法省ハ爾來絶海ノ省トセラレテ、政海ニ於テハ關スル重大ナル人權問題ヲ其儘ニシテ置クノハ、隨分外交上ニモ差異ヲ致スデアラウト思フ、以上ノ數點竝ニ是ニ牽聯シタル問題ヲ自ラ御判断ノ上デ、御

○司法大臣(清浦奎吾君) 議長(片岡健吉君) 清浦司法大臣

○議長(片岡健吉君) 清浦司法大臣

(司法大臣清浦奎吾君演壇ニ登ル)

二辯護士ヲ附スルト云フ上ニ於テ、被告人ノ側カラ申シマスレバ、是ハ御便

○司法大臣(清浦奎吾君) 會期切迫シ議事迅速ヲ貴ブノ今日、私ハ勉テ沈黙ヲ守リタイト考ヘテ居リマシタガ、唯今花井君ノ質問モゴザリマスルシ、又

本案ニ對スル衆議院ノ形勢ハ、凡ソ私ノ見ル所デ、觀察シ得ラル、點モアリ

マスルケレドモ、ソレニモ拘ラズ政府ハ、此場合ニ於テ、其意思ヲ發表スルハ、必要ノコト、考ヘマスカラ、コニ暫時ノ間清聽ヲ煩シマス、先づ簡短ニ

唯今ノ質問カラ答ヘマスルガ、歐米各國孰モ豫審ニ辯護士ヲ附スルノ制度ヲ採用シテ居ル、然ルニ我國ニ於テ採用セヌハ、如何デアルカ、成ル程英米ニ

於テハ、夙ニ豫審ニ辯護士ヲ用ヒテハ居ル、サリナガラ是ハ刑事訴訟ノ手續ニ於テ、大イニ異ナル所ガアリマス、又獨逸ハドウデアルカ、是モ矢張從前ハ、豫審ニ辯護士ヲ用ヒテ居ナカツタノデアル、豫審ニ辯護士ヲ採用スルニ至ッタノハ、近世ノ事柄デアル、佛蘭西ノ如キハ千八百七十九年、即チ我明治十二年ト記憶致シマス、共和政府ハ始テ豫審辯護ノ法案ヲ元老院ニ提出致シタ、然ルニ元老院代議院政府ノ間ニ於テ、周到精密ナル審議ヲ盡シテ、

漸ク千八百九十七年、一昨々年カニ兩院ヲ通過シテ、法律トシテ公布セラレタ位ノコトデアリマス、固ヨリ世運ノ發達、人文ノ進歩ニ伴ウテ、法律モ亦發達ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、固ヨリノコトデ、政府ハ勉テ之ヲ怠

ラヌ積デアル、其事柄ハ既ニ本議會ニ於テモ、數多ノ法案ヲ提出シタル其モノニ附イテ、諸君ハ定テ御認下サルデアラウト思フ、日本ノ刑事訴訟法ハ、佛蘭西ノコトモノデアラ、餘所ノ國ガ斯ウナツタカラ、必ズ

國ニ摸倣シテ制定セラレタモノト云フコトハ、固ヨリ一國ノ法律ハ、申テ居ル、然ルニ我國ニ於テ、附セヌハドウデアルカ、固ヨリ

上ゲルマデモナク、一國人文ノ程度ニ伴ウテ、ソレト改良ヲシテ往カネバナラヌ皆デアリマスカラ、私ハ我國ノ法律ハ、我國ノ必要ノ程度ニ依ツテ之ヲ制定スルノ必要アルコトヲ認メルノデ、餘所ノ國ガ斯ウナツタカラ、必ズ

ソレニ倣ハネバナラヌト云フコトハ、一圓合點ノ往カヌ御説ト考ヘル、我刑

事訴訟法ニハ、主義ト云フモノハナイト云フコトニ附イテ、段々御説ガアリ

マシタガ、此點ニ於ケル花井君ノ御説ハ、全ク豫審廢止論ト承ル外ハナイノ

デデアル(花井卓藏君)ソレハ宿論デアリマスト呼フデ、豫審ニ於テハ、被

告人ニ辯護士ヲ附セザルト同様ニ、檢事モ亦被告人ノ訊問等ニ附イテ、立會

フ抔ト云フコトモ、出來ナイ制度ニナツテ居ル、固ヨリ此豫審中ニ辯護士ヲ

用ヒルト云フ點ニ於テ、其程度及方法其宜シキヲ得サヘシマスルナラバ、政府

ハ絶對ニ此豫審ニ護護士ヲ附スルト云フコトハ、反對スルノデハナインデ

アリマス、其立方ニ依ツテハ、固ヨリ贊成スルノデアル、サリナガラ現行ノ刑

事訴訟法ヲ基礎ニ据置キ、而シテ此一部分ノ改正ヲ持出シタ、其改正ノ筆序ニ、前後ノ關係ヲモ顧ミズシテ、一部ヲ變更シテ、直チニ豫審中ニ辯護士ヲ

附セントスルガ如キハ、訴訟法全體ノ組織ニ於テ、彼此差障ル所ガアルバカ

リデナク、現今ノ司法制度ニ於テ、直チニ之ヲ實行セントスルニ附イテ、成ルベク

隨分種々ナル弊害モ起ルデアラウト思フノデゴザイマス、デ、法制ニシテ段々複雜ニ涉リマスレバ、隨ツテ其手續モ緻密ニナツテ參リマス、サウ致シマスレバ、ソレニ隨伴スベキ諸般ノ機關ト云フモノモ、是ニ相應スルダケノ設備

ガ、整ヒマセヌケレバ、其主義ハ宜クテモ、實行ノ上ニ於テハ、隨分敏活ニ

運バヌト云フコトハ、是ハ事物ノ上ニ於テ、數ノ免レヌ所デアル、勿論豫審

利ニ相違ナイ、併ナガラ又此社會ノ公安ノタメニ、刑罰ヲ適用スルト云フ點カラ申シマスレバ、其弊ヲ防グダケノコトハ、十分注意セナケレバナラヌ、勿論物ト云フモノハ、凡ソ利害相伴フモノデアルカラシテ、利アリト見タナラバ、其幾部分ノ害アルニ拘ラズ、之ヲ斷行スルニ於テ、躊躇シナイガ宜イ

デハナイカト云フコトモアリマセウケレドモ、既ニ其害アリト云フコトヲ認メタ以上ハ、凡ソ其害ヲ防イデ、成ルベク利ノミ行ル、ヤウニスルト云フコ

トハ立法者ノ飽クマデ勉メナケレバ、ナラヌコトデアル、デ、私ガ豫審ニ辯護士ヲ附スルニ附キマシテ、懸念致シマスルノハ、豫審ニ辯護ヲ附スルトスレバ、

豫審ガ大イニ淹滯シハスマイカト云フ點デアリマス、何トナレバ辯護ヲ附スルノ結果其手續ハ、餘程複雜ニナツテ參リマスルシ、又日ヲ期シテ證人ヲ喚ビ出シテ置イタ、然ルニ證人ノ訊問ニハ、辯護士ガ立會ハネバナラヌ、然ルニ

其差支ノタメニ、辯護士が出廷シナカツタ、サウスレバ其日喚出シタル所ノ

證人ハ空シク歸リ、更ニ期日ヲ定メテ訊問致サネバナラヌト云フコトニナツ

テ居ル、ソレカラ又檢證等ノ場合ニ於テモ、同様ノ次第デゴザイマス、斯タ

ハ言フモノ、私ハ決シテ此辯護士ノ行爲ニ對シテ、非難スル積デハアリマ

セヌガ、唯公平ナル統計表ガ、吾ニニ指示ス所ニ依ツテ、少シク御話ヲ致シ

タイ、此期日變更及此延期ノ割合ヲコニニ舉ゲテ見マスレバ、民事百件ニ附

裁判所ノ差支ノタメニ、延期致シタノガ一件九分デアル、辯護士ノ差支ノタ

メニ延期致シタノガ、三十二件一分ト云フ統計ニナツテ居ルノデゴザイマス、

ソコニ民事及刑事ニ於テモ、公平ナル統計表ガ、吾ニニ指示ス所斯ノ如シ、

分デアル、序ニ民事ノコトモ御参考ニ御話致シマセウ、民事百件ニ附イテ、

裁判所ノ差支ノタメニ、延期致シタノガ一件九分デアル、辯護士ノ差支ノタ

メニ延期致シタノガ、三十二件一分ト云フ統計ニナツテ居ルノデゴザイマス、

ソコニ民事及刑事ニ於テモ、公平ナル統計表ガ、吾ニニ指示ス所斯ノ如シ、

而シテ見マスレバ、豫審ニ辯護士ヲ附スルト云フコトニナリマシタナラバ、

唯恐ル、此人身自由ノ大權ヲ飽クマデ重ジナケレバナラヌ、サリナガラ被告

人ガ逃亡スルカ、或ハ證據ヲ湮滅スルカ、又ハ其犯罪ヲ繼續スル虞アル場合

ニ於テハ、是ハ已ムヲ得ズ人身自由ノ大權ヲ奪ウテモ、之ヲ拘留スルコトヲ

許スノデアル、サリナガラ其未決拘留ハ、勉テ之ヲ短縮スルト云フコトハ、

飽クマデ務メナケレバナラヌノデアル、然ルニサウ云フ有様デゴザイマシテ、

豫審ニ辯護ヲ附スルト云フ結果ハ、未決拘留ガ餘程淹滯スルノ虞ハナカラウ

カ(花井卓藏君)ナシト呼ヒ笑聲起ル)此點ニ附イテハ、即チ淹滯ノ虞ナイヤ

ウニ、法制ノ上ニ附イテ、其方法ヲ設ケネバナラヌノデアル

○多田作兵衛君(七十一番) チヨウト急ナコトデゴザイマス、第四分科會ヲ、

開キタウゴザイマス、チヨウト許可ヲ受ケマス、四分科ノ御人ミハ、ドウゾ

御出ヲ願ヒタイ

○司法大臣(清浦奎吾君) 又豫審ニ辯護ヲ附スルト云フニ附イテ、成ルベク

此豫審ノ淹滯ヲ防グタメニハ、法制ノ上ニ於テ改正ヲ加ヘ、裁判機關ノ上ニ

於テ設備ヲ全ウシナケレバナラヌ、然ルニ花井君ハ、先刻外國ノ例ヲ御引キ

ニナリマシタガ、佛蘭西ノ如キハ、地方裁判所ノ數が三百五十九アル、區裁

判所ガ二千八百六十六アル、又獨逸ノ如キハ、地方裁判所ノ總數ガ百七十二

デ、區裁判所ノ數ハ、實ニ千九百十四箇所モアリマス、然ルニ我日本ニ於テ

ハ、ドウカト申シマスレバ、區裁判所ノ總數ガ二百九十八、地方裁判所ノ數ハ、僅ニ四十九ニ過ギヌ、デ、之ヲ人口ニ比例シテ見マスレバ、佛蘭西ニ於テハ、人口十万四千四百三十一ニ對シテ一地方裁判所ヲ置イテ居ル割合デアル、獨逸ハ二十六万二千九百八十九ニ對シテ一地方裁判所ヲ設置シテ居ル、然ルニ我日本ハ、九十一萬四十七人ニ對シテ僅ニ一地方裁判所ヲ設置スルノ割合デアル、斯ウ云フ有様デゴザイマスカラ、現時我裁判所ノ狀況ヲ察シテ見マスレバ、事務ハ日ヲ逐ウテ繁忙ヲ告ゲ、致々トシテ其職ヲ盡スモ、裁判事務ノ淹滞セントラ唯恐レテ居ルヤウナコトデアル、然ルニ今訴訟手續ヲ一變シテ、豫審事件ニ對シテ辯護士ヲ附スルト云フコトニナリマシタナラバ、勢其手續ハ益々繁雜ニナリマシテ、裁判ノ進行ヲ妨グルト云フコトハ、是ハ争フベカラザルノ數デアラウト思ヒマス、又條約改正ニ附イテ段々法律ガ改正ニナル、然ルニ署名捺印ノコト、カ、其他形式ノコトニ關シテハ法律ハ、續々出ルガ、大體ノ主義ニ關スルト云フヤウナ如キ改正ノ出ナインハ、惜ムト云フ聲モ隨分聞キマスルガ、デ、是等モ政府ハ必要ナル部分ニ向フテハ、大主義ヨリ變更シテ、之ヲ改正スルコトニ怠ラヌノデアリマスルガ、サリナガラ花井君ハ日本ノ刑事訴訟法ニハ主義ト云フモノハナイト申サレルノデアリマスケレドモ、即チ最初治罪法ノ出來マシタトキニ、佛蘭西ノ治罪法ニ則ブテ、即チ豫審ニハ密行主義ヲ執ツテ居ルノデアル、即チソレガ主義デアル、然ルニ其豫審ニ於ケル大主義ヲ變更シテヤルコトデアリマスルカラ、是等ハ餘程慎重ニ考ヘナクテハナラヌコトデアラ、唯條約施行ノタメデアルカラト云フ聲ノ下ニ、サウ根柢ヨリ打撲ハシテ掛ルト云フコトハ、善クナナイコトデアラウト思フ、又法典ノ實施ト云フコトハ、條約ヲ施行スルニ附イテノ一つノ條件ニナッテ居ル、是ハ御承知通獨逸條約ニ附隨スル所ノ議定書ニ、サウ云フコトガアルイデアル、併ナガラ後來既ニ行レテ居ル所ノ刑事訴訟法ノ如キヲ改正シナケレバ、條約施行ガ出來ナイト云フコトハ、何モナインデアル、固ヨリ各々風俗慣習ヲ異ニスル宇内列國ノ人民ヲシテ、始テ我法權ノ下ニ立タシムルヤウニ立至ッタコトデアリマスルカラシテ、勉テ此外國人ニモ満足モセヨ、成ルベク此自國人民ヲシテ、寛大ナル法律ノ下ニ立タシムルト云フ主義ハ、飽クマヂ執ラナクテハナラヌノデアリマスケレドモ、斯ノ如キ根柢ヨリノ改革デアリマスレバ、單ニ其部分ノミヲ改正致シマシテモ、隨分各部分ニ關係ノアルコトデアリマスルカラシテ、一部分ノ改正デヘ、其進行敏活ヲ缺クト云フヤウナ恐ガアリマスル、デ、是ハ既ニ先日來司法省ニ於テハ、刑事訴訟法ノ改正審査委員ト云フモノヲ設ケテ、ワレド調査シテ居ル所ノ法典、其他シテ、既ニ今度貴族院杯カラ修正セラレマシタ點ノ如キハ、多ク其審査委員デ調査シタ其結果ガ、現レタコトデアルカラ、私ハ喜ンデ同意ヲ表シタノデアル、デ、此豫審ニ辯護ヲ附スルト云フコトモ、モウ先日來調べ、アルノデアリマスルガ、此會期ニハ、御承知ノ如ク條約施行ニ關スル所ノ法典、其他マシテ、提出致ス積デアル、デ、唯今其方法程度ハ、ドウデアルカト云フ、御問

ガ或ハ起ルカモ知レマセヌガ、其方法程度ニ至フテハ、尙ホ十分是ハ審議ヲ盡サナケレバ、唯今ドウデアルト云フヤウナコトハ申サレヌ、デ、要スルニ個人ノ權利ト云フモノモ、飽マテ保護シテ行カナケレバナラヌケレドモ、又社會ノ安寧ヲ保ツト云フ上ニ附イテモ、飽クマテ注意ヲシナケレバナラヌ、即チ個人ノ權利モ保護シ、併テ社會ノ安寧モ害セラレナイヤウニ、其調和シキヲ得ルヤウニ勉メテ行クコトガ、即チ御互ノ最モ責任トスル所デアラウト思ヒマス、又今日ノ豫審判事ト云フモノハ、人ヲ人トシテ見ナシ、人ヲ物トシテ取扱フト云フ御言葉モ聽エマシタガ、デ、固ヨリ裁判確定マデハ、無罪純白ヲ以テ人ヲ待ツト云フ所ノ原則ハ、凡ソ法律學ヲ一ト通學シダ者ハ、頭ニ蓄ヘテ居ラヌ者ハナイト思ヒマス（アル）ト呼フ者アリ）固ヨリ今日マデノ所デハ、或ハ多クノ裁判所ノ中ニ於テ、之ヲ十分ニヤツテ居ラヌト云フヤウナ點ガアリマセウガ、即チ近來ノ所ニ於テハ、段々此法官ノ淘汰杯ヲ行ウテ、勉テ新智識ヲ蓄ヘテ居ル所ノ判檢事ヲ進メルト云フヤウナ方法モ執ツテ居リマスルシ、又制度ノ上ニ附イテモ改正ヲ加ヘツ、アル、其他實行上ニ於キマシテモ、是ハ調令ノコトデアリマスルカラ、公ケニコソ致シマセヌケレドモ、或ハ解釋杯モ勉テ許スト云フコトモ、執ツテ行キタイ、或ハ未決拘留モ、成ルベク長クナラヌヤウニヤツテ行キマシテ、ワレ等ノ點ニ於キマシテハ、政府ハ一日モ其注意ヲ怠ラヌ積リデアル（事實トマルデ違フ）ト呼フ者アリ）ソレデ唯今マデ彼此述ベマシタガ、コニ之ヲ約縮シテ再言致シマスレバ、豫審中ヲ試ムルト云フコトニ至ラテハ、實行上ニ於テ餘程差支ル所ガアラウト云フコトハ、當局者トシテハ、深ク憂慮ヲ致ス次第アリマスカラ、ドウカ何レ此次ノ會期位ニハ、刑事訴訟法全部ノ改正ヲ——改正案ヲ諸君ノ眼ノ前ニ提出致シタイト考ヘマスカラ、暫ク假スニ時日ヲ以テセラレンコトヲ希望致シマス

○關直彦君（五十五番）チヨウト質問ヲ——唯今司法大臣ガ、豫審ニ辯護士ヲ附スルト云フト、自ラ豫審ガ長引クト云フコトヲ仰セニナリマシテ、サウシテ、辯護士ノ差支ノタメニ刑事竝ニ民事訴訟ニ淹滞ヲ來スト云フコトノ統計ヲ御舉ゲニナリマシタガ、其統計ハ、私ハ御間違チャナイカ知ラヌト云フノデアリマス、如何トナレバ、辯護士ガ差支ノトキニハ居書ヲ出シマスルカラ、其件數ガフルノデアルガ、裁判官ノ差支ノトキニハ、サウ云フコトガナシカラ、勝手次第ニ延バシテ行キマスカラ、裁判官ノ差支ノタメニ、延バシタト云フコトハ分ラヌカラシテ、此統計ヲ比較スルト云フコトハ、絕對的ニ無理ノ御話デハナイカ知ラヌト思フ、ソレカラ辯護士ガ附クカラ、豫審ガ長引クト仰セニナリマスルガ、辯護士ハ共ニ此司法ノ制度ヲ助ケテスル仕事デイカラ、其件數ガフルノデアルガ、裁判官ノ差支ノタメニ、延バシタト云フコトハ、事實ニ於テ御覽デハナイカ、ソコラノ所ハ、御間違デハナイカト思ヒ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定議ト認メマス

(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第四、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法案 第一讀會ノ續——

第四 外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助 第一讀會ノ續

法案(政府提出貴族院送付)

○恵松隆慶君(九十七番) 委員長ヨリ先キニ報告ガ濟ンダト心得テ居リマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告ハ濟ミマシタ

○恵松隆慶君(九十七番) 是ハ先ニ總テ委員長ガ報告サレマシタガ、少モ修

正ハ加ヘテアリマセヌ、此場合讀會ヲ省略シテ、確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 議會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法案

確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス——議事日程第

五、耕地整理法案、第一讀會ノ續、委員長報告——木村誓太郎君

第五 耕地整理法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○木村誓太郎君(五十番) 耕地整理法案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマスル、

本案ハ一昨日明治三十年法律第三十九號ノ特別委員ヘ併セテ付託セラレマ

シテ、即チ昨日モ引續イテ本案ノ討議ヲ致シマシテ、終ニ昨日ニ至テ決シタ

コトデゴザイマスル、此耕地整理ノコトニ附キマシテハ、必要缺クベカラザ

ルト云フコトハ、申スマデモナイコトデ、喋ケトモウ辯シマセヌデアリマス

ルガ、此法案ノ此土地區割改良ノ最モ必要ナル要點ヲ擧ゲテ見マスレバ、即

チ土地區割ヲ改良シマスルニ小部分ノ故障ガアグテ、ソレガタメニ此區割ノ改

良ガ出来ヌト云フコトヲ此法案ニ依テ防ギ得ラレル、即チ三分ノ二以上

ノ同意ヲ求メテ、少部分ヲ強制スルト云フコトニナクテ居ルノテアリマス、又

第三者ノ権利者ニ對スル規定モ、是ニ定マシテ、又居リマス、其區割ヲスルノ

費用ト云フモノ、徵收ニ於キマシテモ、市町村稅同様ノ取扱ニナッテゴザイマ

ス、又本員等ガ豫テ希望致シテ居リマスル此區割改良ニ附イテハ、登録稅ト

云フモノモ、是ニ依テ免ズルコトニナクテゴザイマス、又區割地ノ中ニ

挾フテ居リマスル不用ノ官有地ト云フモノモ、無代下付ニナクテ居ルノデゴ

ザイマス、故ニ此法案ト云フモノハ、委員會ニ於キマシテ、大體是ハ是認致

スル、唯一ノ修正ヲ加ヘマシタル所ノ要點ヲ申シテ見マスレバ、此第二條

ノ原案ノ第二條デス、此整理地區ノ面積ハ特別ノ事情アルニアラサレハ

三十町歩ヲ下ルコトヲ得ス』トアリマス、此三十町歩ノ制限ガ立テ、アルガ

サヘ、地形ノ模様ニ依テ二十九町ヨリ以下ハ、此恩澤ニ浴スルコトハ出來ヌ

ノデアリマス、是等ハ農商務大臣ノ許可ヲ經ルトキニ、土地ノ状況其他特別

ノ事情等ヲ鑑別セラレテ、認可ヲ與ヘラレルコトデアリマスカラ、此法律ニ

段別ヲ定メテ置クノハ、宜シクナイト云フコトデ、第二條ヲ削リ去クタノデ

アリマス、尤モ土地區割整理ト云フコトハ、町歩ノ多イ程利益ノデゴザイマ

ス、併シ町歩ノ足りヌタメニ、改良ノ出來ヌト云フコトハ、甚ダ取ラザルコ

ト、信ジマス、因ツテ原案ノ第二條ヲ削去クテシマツテ、制限ハ法律上ニハ

置カヌコトニ致シマシタガ、其他ノ修正ハ、今日此修正案トシテ諸君ノ部室ノ

函ニ入レサセマシタガ、開會ノ時刻が迫テカラ、入レタノデアリマスカラ、中ニハ御承知ニナラヌ方ガアルカモ知レマセヌガ、唯今申シタ第二

條ノ外ハ、文字ノ修正デゴザイマシテ、第一條ノ所ニ「共同シテ」ト云フノ

文字ヲ加ヘマス、ソレカラ第一條ノ第二項ガ、即チ文章ダケが變ツテ、舊ノ原

案ヲ削ラタ後トニ埋メタノデ、一條ノ二項ヲ第二條ト致シタノデアリマス、

其他ハ第四條ノ如キ法律文ノ體裁ヲナシテ居ラヌトカ云フヤウナ所ヲ少々宛

直シタノデアリマシテ、別ニ趣意ハ變リマセヌカラ、報告書ニ依テ御覽下

サレバ、分ルコトデアリマス、唯報告書ニモゴザリマセズ、又正誤ニモナッ

テ居リマセヌ所デ、チヨダト二箇所申上げ置キタイ所ガゴザイマス、此第十

九條「發起人又ハ整理委員ハ第二十二條」ト云フ所ノ下ヘ、句讀ガ這入リマ

ス、又「第二十六條」ト云フ下ヘモ、「」ガ這入ルノデス、ソレカラ四十一條

ノ「創業總會ノ決議及」と云フ字ガ「竝」ニ直ラテ「三十九條」ノ下ヘ、

句讀ガ這入リマス、其餘ハ別段理由ヲ説明シマスル程ノコトハゴザリマセズ、

唯文字ノ修正デゴザイマスル、テ、コニハ別ニ申シマセヌ、ドウカ此案ハ

殖產上ノ上ニ於キマシテハ、實ニ必要ノ法案デゴザイマシテ、議會モ切迫シ

テ居ルコトデアリ、是ヨリ貴族院ノ議モ經ナケレバナラヌノデ、速ニ御決議

アランコトヲ願ヒマス

○恵松隆慶君(九十七番) 本案ハ唯今委員長カラ述ベマシタ如ク、耕地整理

耕地ノ利用ヲ增進スルノ目的デアリマシテ、吾ミノ希望スル案デアリマス、委

員會デハ第二條ヲ修正シ、其他字句ノ修正ハアルガ、大體ニ於テ變ラコト

ハナインデアリマスカラ、讀會省略デ、速ニ確定セラレンコトヲ希望シマ

ス

(「贊成タク」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、是ニ異

議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 本案ノ全部ヲ議題ニ供シマス

耕地整理法案 確定議

○恵松隆慶君(九十七番) 委員會ノ修正ハアリマスケレドモ、大イナル修正

ハアリマセヌ、尤モ文字ノ修正デ、小サイ所ヲ彼此直スコトハ、議長ニ御任

セ申スト云フコトデ、確定アランコトヲ望ミマス

(「贊成タク」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 唯今恵松君ノ述ベラレタ通デ異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定致シマス、次ハ議事日程ノ第六、権利收用ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——松平政務委員

第六 権利收用ニ關スル法律案 (政府提出貴族院送)

第一讀會

水ノ使用ニ關スル権利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ権利ニ付キテハ土地收用法ノ規定ヲ準用ス

(政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル)
○政府委員(松平正直君) 権利收用ニ關スル法律案、簡單ナ法律ニアリマスガ、チヨット一言述べテ置キマス、此法律ヲ出シマシタ理由ハ、最モ此水ノ飲料水等ニ附キマシテ、大イニ差支ヲ生ジマシタ結果トシテ、此法律ヲ提出シマシタ所以ニアリマス、水ノ關係ニ附キマシテハ、公共ノタメニ收用スルノ規定ガナシ、之ガタメニハ、甚ダ公益上差支マスカラ、土地收用法ニ依クテ、公共上水ノ入用ノトキハ、土地收用法ノ規定ヲ適用シテ、圓滿ニ局ヲ結バウト云フノデアリマスカラ、ドウカ御協賛アランコトヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ付イテ御質問ガナケレバ、議事日程ノ第七、特別委員ノ選舉ニ移リマス

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

(「議長指名」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 是ハ議長ガ、九名ノ特別委員ヲ指名シテ、異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通決シマス、次ノ議事日程ノ第八ハ、政府カラ今日ノ議事日程ヲ延ベテ貰ヒタイト云フ請求デゴザイマス、是ハ先例モゴザイマスカラ、其通ニ致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十、府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、堀家虎造君

第十 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案(井上角五郎君外二十六名提出) 第一讀會

第一條 監獄ニ關スル費用ハ總テ國庫ヨリ支辨ス

第二條 府縣監獄ニ屬スル土地建物器械器具品製品其ノ他ノ物件ハ本法施行ノ日ヨリ國庫ニ屬ス

第三條 本法ハ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス

(堀家虎造君演壇ニ登ル)

○堀家虎造君(百五十七番) 諸君、私ハ此監獄建築修繕費、即チ府縣ノ監獄ヲ國庫支辨ニスル法律案ヲ提出致シマシタカラ、聊カ提出ノ理由ヲ述ベヤウト存ジマス、其前ニチヨット訂正ヲ致スコトガゴザイマスガ、此第三條ニ「本

法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ストゴザイマスノハ、活字が誤リマセンテゴザイマス「十月一日ヨリ」ト云フコトニ御訂正ヲ願ヒタイ、此監獄費ノ國庫支辨ノコトハ、諸君モ御承知ノ如ク、多年ノ宿題デゴザイマシテ、今更私カラ喋々述べマセイデモ、諸君モ御承知ノコトデゴザイマス、固ヨリ犯罪者ヲ拘禁シマスルノハ、國禁ヲ以テ拘禁スルコトデゴザイマス、裁判所ノ費用ト同様國庫ノ負擔ニナルベキコトハ、當リ前ノコトデゴザイマシテ、是等ヲ決シテ地方ノ經濟ニ移スペキモノアリマイト存ジマス、既ニ此監獄費國庫支辨ノコトノ議論ガ起リマシテ以來、各府縣ノ府縣會アタリデ、監獄費ヲ議決スル傾向ハ、色々變フテ居リマス、既ニ建築修繕費杯デモ、明治三十一年度ノ實費ハ、各府縣ノヲ通シテ見マスルト、殆ド三十万圓ニ近イ修繕費デゴザイマス、ソレガ三十一年度ニナリマシテハ、二十二万圓ニ減シマシテゴザイマス、又三十二年度ニハ、僅カ七万六千圓ニ減シテ居ルノデゴザイマス、是等ハ何故斯ウ建築修繕費が減ズルデアラウカ、蓋シ各府縣ニ於テモ、モウヨリザイマス、又縣ノ經濟ノ都合ニ依リマシテ、色々取扱振ガ違ウテ居リマス、既ニ監獄ノ獄舎アゴザイマシテモ、餘程以前ノ舊幕時代カラノ牢屋修繕シテ、極不完全ナ獄舎ニ入レテアル府縣モアリマス、又乙ノ縣ニハ、立派ナ築築ノ出來テ居ル處モアル、又甚シキニ至ルト、監獄署ノ病監杯ニ疊ノ敷イテナイ處モアル、又食物ニ至フテモ、甲ノ縣ト乙ノ縣ト不同ガアリマス、三府五港ノヤウナ人ノ輻輳スル處ニハ、他府縣カラ澤山人が入込ンデ來マスカラ監獄費ヲ多額ニ負擔シテ居ルト云フ有様ニナシテ居ルノデアリマス、是非是等ノ弊ヲ防ギマスニハ、國庫ノ費用ヲ以テ囚徒ニ對シ、均一ナル取扱シナケレバナラヌコト、考ヘマス、既ニ國庫支辨ニスルト云フコトニ附キテヘ、諸君モ御異論ノナシコト、存シマス、此案ハ御承知ノ通極簡單ナモノアゴザイマシテ、一條カラ三條マデマ、三箇條デ成立シテ居リマスノデ、極簡短ニハゴザイマスガ、極テ重大ナル案デモゴザイマスシ、成ルベクハ明治三十三年ノ四月一日ヨリ施行致シタイト云フ積デゴザイマスガ、如何ニセン財政ノ都合デ、三十三年ノ十一月ヨリ施行スルコトニ致シタイト存ジマス、ドウカコトヲ希望致シマス

○工藤行幹君(百三十五番) チヨット質問致シタイト思ロマスガ、監獄費ヲ國庫支辨ニナルト、ドノ位ノ金高ニナシテ、其財源ガ差支ナイト云フコトヲ伺ヒタイ、モウ一ツハ、三十三年四月一日カラト云フナラ宜イガ、十月一日カラニナルカラハ、必ズ今此處ニ議サナケレバナラヌト云フ、急迫ノコトハナカラウト思ヒマス、會期切迫ノ場合ニ、三十三年ノ十月一日ヨリ施行スルモノヲ是非可決シナケレバナラヌト云フ程切迫シテ居ルハ、ドウ云フ譯デアリマスカラ、此場合法律案ヲ組シテ、十一月ノ府縣會ニ掛ケルノデアリマスカラ、此場合法律

トシテ公布スル必要ガアルノニアリマス
○工藤行幹君(百二十五番) 是ハ極ク重大ナ案デ、畢竟財政ニ關スルコトデ
ゴザイマスガ、果シテ此政府ハ、是ニ財源ガナクトモ、ヤツテ往ク意思デア
ルカ、幸ニ大藏大臣ガ御出席ガゴザイマスカラ、政府ノ御意見ヲ伺ヒタド
思ヒマス

(大藏大臣伯爵松方正義君演壇ニ登ル)

○大藏大臣(伯爵松方正義君) 諸君、抑、此監獄費國庫支辨ニ附キマシテハ、
政府モ固ヨリ財政ノ都合ヲ得マシタトキニ際シマシテハ、ドウゾサウアリタ
イト云フ意思ヲ懷イテ居リマスノデゴザイマス、ト申シマスルノハ、三十二年
度ノ豫算ヲ計畫致シマスル節ニ、歳入ノ取り得ル見込ヲ立テマシテ、即チ諸
君ガ御承知ニナシテ居ル地租百分ノ四ダケノ法案ガ可決致シマスルト、十分
監獄費國庫支辨ガ相整ヒマスル計畫デアリマシタ、所ガ、豈ニ計ランヤソレ
ハ減額致サレマシテ、百分ノ三三ニ減ジマシタ、其減額ハドレダケデアルカ
ト云フト、殆ド九百万圓ノ減額デゴザイマシタ、ソコデ殆ド三十三年度ノ歲
入歲出ノ上ニ附キマシテハ、ソレダケノ歳入ノ減額ニナリマシタ、然ルニ
補填案ヲ提出致シマシテ、是モ協賛ヲ幸ニ得マシタケレドモ、元ノ財政ノ計畫
ト比較スルト、殆ド四百万圓餘ノ減額ニナシテ居リマス、ソコデ財政上ノ計畫
ハ變動致シマシタ、故ニ、監獄費國庫支辨ハ、地租ノ百分ノ四ガ果シテ行レマ
シタナラバ、三十三年度ノ會計ヨリ國庫支辨ニ移ルヤウニ、法律案ヲ提出致
シマスルノ意見ハ懷イテ居リマシタケレドモ、今述ベマスル通ノ計畫ガ狂ヒ
マシタカラ、其法律案ヲ提出致シマスルコトハ、見合セマシタ次第デゴザイマ
ス、如何トナレバ、唯今申シマスル通、財政ノ計畫ガ、狂ヒマシテ隨分大キナ敷
ガ減ジマスカラ、是マデ提出スルコトヲ見合セテ居リマシタ、然ルニ此法案
ガ、諸君、果シテ可決ニ至リマスル段ニナリマスレバ、先づ三十三年度ノ下半
季十月一日ト云フヨリ實施ニナル譯デゴザイマシテ、金高モソレダケ半額ハ
三十三年度ハ、減ジマスル次第デゴザイマス、併シ三十三年度ノ――三十三年
十月一日ヨリシマスト、半額ニナリマスカラ、ソレノ金額ハ、如何シテ之ヲ支
辨スルト考慮致シマスルニ、先日議院ニ提出致シテ置キマシタケレドモ、此法案
ガ可決セラル、段ニ至リマスレバ、此金ノ返却ヲ先キニ延ベマシテ宜カラウ
ト思ヒマス、併シ二十四年度ノ歲計ニ於テハ、全額ノ仕拂ニナリマシテ、先刻
モ答辯ニナリマシタ通ニ、五百万餘リノ金額デゴザイマシテ見マスルト、是ハ
ナカノ歳入ノ是マデノ計畫ニ比シマスルト、歳出ノ上ニソレダケノ計畫ガ、
差ガ出マスルカラ、將來時機ニ依リマシテハ、新ニ財源ヲ求ムヨリ外ニ途ハ
ナイト存シマス、是ハ豫メ諸君ニ御諒知ヲ希ヒマスル次第デゴザイマス、其場
合ニ至リマスレバ、諸君定テ御協賛ヲ與ヘラル、デゴザイマセウト信ジマス
○工藤行幹君(百二十五番) モウ一ツ大藏大臣ニ伺ヒタイ、サウスルト三十
四年度ニナルト、更ニ財源ヲ求メナクチャナラヌト云フコトデゴザイマス、殊
ニ此計畫ト云フモノハ、地租ノ百分ノ四ト云フモノガ、三三ニナラタ、メニ
狂メト云フコトデアリマスガ、先達テ決議ニナラタ地租ハ、是ハ五箇年限

デゴザイマス、其トキニナルト無クナルモノデゴザイマスガ、サウナルト尙更
又之ニ代ハル財源ヲ求メナケレバ、都合ノ出來ナイモノニナルノデゴザイマ
スガ、ソコヲ一ツ伺ヒマス先日決シタ地租ハ、永遠ノモノデハゴザイマセヌ、
五箇年デゴザイマスカラ、五箇年ガ經テ、七百何十万ト云フ金ガナクナルト、
尙更金が不足スル、サウスルト是モ併テ、他ニ財源ヲ求メナケレバナラヌ……
○大藏大臣(伯爵松方正義君) 工藤君ニ御答致シマス、私ハ三十四年度ノコ
トヲ申シマシタガネ、其先キノコトハ、豫想ガ出來兼マス
マセヌ、其先キノコトハ、豫想ガ出來兼マス

○鳩山和夫君(二百七十七番) 私ハ監獄費國庫支辨案其モノニハ、贊成ノ者
デアル、併ナガラ是ハ隨分金ノ掛ル問題デアシテ、唯今大藏大臣ノ說ヲ聞ク
ト、殆ド他ニ財源ヲ持ツテ來タキニハ、ソレニ贊成スルト云フ豫約ヲコ、
ニシテ置イテ、サウシテ此案ニ贊成セイト云フコトデアル(此トキ星亨君鳩
山君ハ何ヲ言フテス)ト呼フ)私ハ說ヲ出ス、ソレ故ニ私ハ、此案ハ尙未調査
ヲ要スルト考ヘマスカラシテ、委員付託說ヲ提出致シマス、財源ノ定マラザ
ルモノニ直チニ案ガ宜シトイト云フダケデ、吾々ハ何處カラ其金ヲ持ツテ來ル
ト云フコトヲ極メズシテ、贊成スルト云フコトハ出來ナイ、委員付託說ヲ提
出致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ又「反對々々」ト呼フ者アリ議場騒然タリ)

○星亨君(二百三十四番) 通告ガアリマスカ、ナイノデスカ
○議長(片岡健吉君) 通告ハアリマスガ、委員付託說ハ先決問題デアリマス
カラ……
○大岡育造君(四十五番) ソンナコトハナイ、ソレダカラ前以テ通告シテア
ル
○星亨君(二百三十四番) 通告ヲシテ置ケバ、通告ヲ先キニスルト云フノハ、
當リ前ダ
○議長(片岡健吉君) 今マデノ先例ガアリマス、通告ガアリマスケレドモ、
委員說ガ出レバ、先決問題デアリマスカラ、先づ委員說カラ、採決致シマス
○星亨君(二百三十四番) 左様ナラバ、私ハ鳩山君ニ向シテ承ルノデアル、
若シサウデアルナラバ、議長ノ宣告ハ、通告ガアリマシテモ……

(議場騒然)

○議長(片岡健吉君) 静ニナサイ
○星亨君(二百三十四番) 議長ニ向シテ、質問ヲシテ居ルノデアル、サウシ
テ議長ガ許シテ居ルノデアル、通告ガアリマシテモ、既ニ外カラ出タナラバ、
之ヲ先決問題ト云フコトニ、御決シナルト云フコトノ、例ガアルト云フコト
デゴザイマスルガ、是ニ附イテハ、何レノトキニ例ガゴザイマスカ、一應承
リタインデアル、サウシテ若シサウデゴザイマシタナラバ、是ハ一應議場ニ
詰ウテ見テ、果シテ孰カト云フコトヲ、御決シニナラナケレバナラヌト思フ
ノデアル

ト思ツテ居ル、是ハ財源ガナイカラ、審査ヲシナケレバナラヌト云ウテ、財源ノ有無ヲ討論シタノデアル〔討論デヤナイ〕ト呼フ「胡麻化ス勿レ」ト呼フ者アリ)反對論ニ過ギナイノデアルカラシテ、其案ヲ議シツ、アルト同ジコトニ過ギナイ、此案ニ附イテ討論ヲ極メタ後ニ於テ、之ヲ委員ニ付託スルガ宣シイ

〔ノウ／＼ト呼フ者アリ〕

○西村淳藏君(六十二番) 議場が亂レテ困リマスカラ、宜シク諸君ハ、靜ニシナケレバナラヌト思フ(笑聲起ル「ソレハ議長ガヤル」ト呼フ者アリ)苟モ監獄費國庫支辨ノ如キ大問題ヲ決スル時分ニ、騒イデリア(言フノハ、甚ダ宜シクナ)

議長ハ成ルタケ其……

(議場騒然)

〔免角ヤカマシトイキハ議場ニ詰フニ限ル〕ト呼フ者アリ)

○星亨君(二百三十四番) 尚ホ一言申上げテ置キマス、衆議院規則ノ百一條ニ斯ウ云フコトガゴザイマス「書記官ハ前條通告ノ順序ニ依リ之ヲ發言表ニ記入シ議長ニ報告スヘン〔分クテ居ル〕ト呼フ者アリ」默クテ聽ケト呼フ者アリ)議長ハ討論ヲ始ムルニ當リ發言表ニ依リ反對者ヲシテ最初ニ發言セシメ(何ヲ言フノダ、分クテ居ル)ト呼フ者アリ「序ニミンナ讀メト呼フ者アリ)次ニ賛成者及反対者ヲ可成交互ニ指名シテ發言スヘシ」トアフテ、次ニ「通告ヲナサル、議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニアラサレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス」斯ウアル、以上ハドウシテモ、其前ニ發言ハ出來ナイノデアル

○議長(片岡健吉君) 議長ノ認メテ居ル所ハ、委員說ハ先決問題ニアリマス

(拍手起ル) 討論終結ノ先決問題が出ルコト、同ジコト、認メマス

○星亨君(二百三十四番) 先例ヲ承リマス

(議長宣告通シタマヘ)ト呼フ者アリ「辯明スル必要ハナイ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 是ハ今申述ベタル通、議長ハ今ノ委員說ハ、先決問題ト思ヒマス、ソレデ是カラ先キニ、採決スル考ニアリマス

(拍手起ル)

〔大岡育造君「先例ガナイデセウ」ト呼フ〕

(星亨君「ドウデス、先例ガアリマスカ」ト呼フ)

(其例ヲ示ス必要ガナイ)ト呼フ者アリ「厲行スベシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 斯ウ云フ例ガアリマスカラ、尚ホ念ノタメ讀上ゲマス

(本山書記官朗讀)

明治二十五年六月七日島田三郎君外三名ノ提出ニ係ル府縣制第二十七條修正法律案ノ第一讀會ニ於テ、天埜伊左衛門君ヨリ委員ニ付託スルノ說出デタルトキ、議長星亨君ハ曰ク(拍手起ル)諸君ニ御誼リ申シマスガ、今マデノ例ニ依ルト、委員說が出テモ、討論終結ガナケレバ、往カナイヤウニナ

テ居リマスガ、委員說が出タ以上ハ、先決問題トシテ(拍手起ル)其決ヲ採用告ハアタクノアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 成ル程此例ハ、通告云々ノコトデハアリマセヌケレモガ、矢張委員說が出レバ、先決問題ニアリマスカラ、縱令通告ガアタニ

モ、委員說カラ、採決ヲセナケレバナラヌコト、議長ハ心得テ居リマス

(拍手起ル)

〔採決々々〕ト呼フ者アリ〕

○星亨君(二百三十四番) 其例ハ、通告ノアタトキデナイト思ロマスガ、

致スノデアル〔退場ヲ命ズベシ〕ト呼フ者アリ)即チ委員ニ付託スル必要ガナ

イ、此問題ハ既ニ攻究致シテ居ルノデアルカラ、必要ガナインデアルカラ、

委員說ニ反對ヲ致スノデアル、即チ進歩黨ハ之ヲ被ルナラバ、ソレハ宜シウゴ

ザイマスガ(ノウ／＼ト呼フ者アリ)委員說ニ反對致シマス

○議長(片岡健吉君) 唯今宣告致シマシタ通、委員說が出マシタカラ、是ハ

先決問題トシテ採決ヲ致シマス、是ハ無名投票ニ致シマス

(拍手起リ)〔黨派ニ關係ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ賛成ノ諸君ハ、白イ球ヲ入レルコトニ致シ

マス、是ニ反對シテ、委員付託ニ反對ヲスル諸君ハ、黒イ球ヲ入レルコトニ致シマス

○星亨君(二百三十四番) 委員說ニ反對スル者ハ、黒ヲ入レルノデアリマス

○議長(片岡健吉君) サウデス――閉鎖――氏名點呼ヲ始メマス

(廣瀬書記官氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカ――閉鎖――是ヨリ閉匣致シマス

○議長(片岡健吉君) 白球百九十五

(本山書記官朗讀)

○議長(片岡健吉君) 今ノ委員付託ノ說ヘ、少數テ賛成レマシタ

○恆松隆慶君(九十七番) サウスルト直チニ決シタノデアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 是ハ、委員說ガ賛成レマシタカラ……

○恆松隆慶君(九十七番) 是カラ賛成ノ演說ガアツテ、決議ニナルノデスカ

○議長(片岡健吉君) サウデス

○議長(片岡健吉君) 大岡育造君

(乘權ダラウ)ト呼フ者アリ)

○星亨君(二百三十四番) 大岡君ガ居ラナケレバ、即チ二讀會ヲ開クヤ否ヤ

ノ決ヲ御採ニナランコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) マダ外ニ通告ガアリマス、藤澤幾之輔君

〔居ラヌ居ラヌト呼フ者アリ〕

○恵松隆慶君(九十七番) ドウゾ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 通告ガアリマスルケレドモ、闕席ト認メマシテ、直チ

ニ第二讀會ヲ開クコトニ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ希望致シマス、大岡育造君

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ希望致シマス

府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル

第二讀會

〔全部議題ニ供シテ貴ヒクイト呼ヒ又「二讀會ニ移ツタンデスカ」恵松隆慶君(全部議題ニナツテ居ルカラ、全部宜シイト云フ演說ガアルト呼フ)〕

〔大岡育造君演壇ニ登ル〕

○大岡育造君(四十五番) 此問題ハ、私ハ全部贊成ヲ表シマスル、各條ト申

シマシタ所ガ、僅ニ三箇條ニ過ギマセヌ、此問題ハ私共明治二十五年以來主

張シテ居リマシタ所ガ、今度諸君ノ御提出ニナリマシテ、甚ダ満足ニ感シテ

居リマス、唯財源ノ有無ニ附キマシテ、大藏大臣ハ甚ダ滋タル所ノ御意見

ヲ御出シニナツク、私ハ甚ダ其意ヲ得ヌコトデアル、諸君、今日地方ノ狀況

ニ於テ、隨分負擔ニ苦シニ居ルト云フコトハ、御承知ノコトデアル、其上ニ

今度隨分重キ所ノ増稅ヲ致シマシタカラシテ、地方ハ益財源ニ涸レタノデ

アラウト、私ハ思フノデアル、東京市ノ如キ隨分大キナ監獄費ヲ負擔シテ居

ガ出マシタガ、ソレモ餘程地方ニ金ノイル案デゴザリマス、遂ニハ良クナル

デアラウガ、良クスマデニハ、金ノ要ル案デゴザリマスカラシテ、地方稅ノ負擔ヲ輕クスルコトハ、諸君ノ希望セラル、所デアラウト思フ(同感)ト呼フ者アリ) 東京市ノ如キ、甚ダ其事業ニ熱心ナラヌ所デアルヤウニ見エマスガ、實ハ重稅ニ苦シニ居ルノヲ此困難ヲ避ケルノデアルカラ、監獄費ガ一ツ減リマシタナラバ、諸君ノ歩ルカレル道モ、必ズ良クナルデアラウト思フ、唯大藏省ハ何故ニ此案ニ滋ルカト、私ハ云フノデアル、豫算委員會ハ、今モ分科會ガ開カレテ居ルヤウデゴザイマスルガ、最初ノ計畫ノ後デ、是モ追加豫算、アレモ追加豫算ト云ウテ、毎日何百万圓ト云フ豫算ヲ出シテ居ルデ

ハアリマセヌカ、斯ノ如ク政府ハ豫メ示シモシナイ、言ヘバ不意打的ノ案ヲ以テ、ドン^ノ金ヲ使ヒナガラ、地方ニハ重キ負擔ヲサセテ居ッテ、其痛苦モ感ゼズニ、是ハ事ニ依ツタナラバ、後ニ增稅ヲシテ貴ハシナラヌト云フニ至ッテハ、私ハ其意ヲ得ヌコトデアル、諸君、吾々ハ斯ウ云フ決心ヲシヤウ、若シサウ云フ滋タルコトヲ、貴族院へ往クテ言フナラバ、後ノ追加豫算ハ、皆否決シテモ宜カラウト思フ(ヒヤー^ノト呼ヒ拍手スル者アリ) 餘リト言

ノ決ヲ御採ニナランコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) マダ外ニ通告ガアリマス、藤澤幾之輔君

ニ第二讀會ヲ開クコトニ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ希望致シマス

府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案

第二讀會

〔藤澤幾之輔君(八十番) 吾々ハ此案ニ對シテ、贊成ヲ表スル者デアリマス、一體監獄費ノ國庫支辨ト申シマスルモノハ、性質ニ於テモ、國庫ノ支辨デナ

カラシケレバナラヌ、又事實ニ於テモ、左様ナカラシケレバナラヌト云フコトハ、申スマデモナイコトデアル、サレバ古イ時代ノ政府デサヘモ、監獄

費ハ國庫支辨ヲ以テ處理シテ居クタモノデアル、唯偶々財政ノ都合ニ依リマシテ、一時之ヲ地方ノ支辨ニ移シタト云フニ過ギナインデアル、而シテ地方

ノ事情如何ト顧ミテ見マスレバ、監獄費ノ負擔ニ於テハ、隨分困難ヲ致シテ居リマスル、サレバコソ各府縣ニ於キマシテ、即チ府縣會ガ之ヲ決議致シマ

シテ、ドウカ是ハ國庫ノ負擔ト致シテ貴ヒタシテ、諸君モ御承知ニナシテ居ル、然ラバ我輩ハ今此案ヲ贊成スルニ當ツテ、既ニ大勢ガ之ヲ認メテ争ハザルニ拘ラズ、特ニ登壇致シタノハ、何ノタメデアルカト云ヘバ、即チ先刻大

藏大臣ノ演說ニ、此案が通過スレバ、更ニ財政計畫ヲ爲サンケレバナラナイ、即チ此案ヲ通過シテ、之ヲ容ル、ト云フニ至シテハ、更ニ新稅ヲ徵收センケレバナラヌト云フコトノ、其コトヲ認メナイ、即チ反對スルト云フコトコ

ニ表シテ置クタメデアリマスル、然ラバ吾々ハ是ニ對シテ將來如何ニ爲スカト申シマスレバ、即チ吾々ハ此財政ノ整理ヲ遂ゲマシテ、而シテ此財

源ニ充テヤウト致ス者デアリマス、其詳細ナル理由ハ、今コ^ノニ述ベテ置ク必要ハアリマセヌ、唯大藏大臣ノ先刻ノ演說ヲ認メナイ——承認シナイト云

フコトヲコ^ノニ述ベテ置クタケデアリマス

〔討論終結ト呼フ者多シ〕

○星亨君(二百二十四番) 質問デスカ

○星亨君(二百三十四番) ドウカ演壇ニ居ラレンコトヲ……

〔藤澤幾之輔君自席デモ聲ガ高イカラ通リマスト呼ヒ演壇ヲ降ル〕

○議長(片岡健吉君) 今ノ演說ニ附イテ、質問デスカ

○星亨君(二百三十四番) 御許シニナリマスナラバ、承リタイ

〔答辯スル必要ハナイト呼ヒ星亨君「答辯が出來ナケレバ、ソレデ宜

ヘバ、政府ハ自分勝手ナコトヲ言ヒ過ギルト云ハシケレバナラヌ、私ハ實ハ此四月一日ヨリモ斷行シテ貴ヒタイト思フケレドモ、本案ノ提出者ガ、既ニコトヲ貴族院ニ言シテ、貴族院ヲシテ滋ラシムルヤウナコトガアルナラバ、

吾々ハ斷ジテ後ノ追加豫算ヲ皆否決シヤウト思フ(拍手起ル)要スルニ此案ハ、毫モ申分ノナイ案デゴザイマスカラシテ、直チニ全部ヲ通シテ可決アラ

シコトヲ希望シマス(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 藤澤幾之輔君

(藤澤幾之輔君演壇ニ登ル)

○藤澤幾之輔君(八十番) 吾々ハ此案ニ對シテ、贊成ヲ表スル者デアリマス、一體監獄費ノ國庫支辨ト申シマスルモノハ、性質ニ於テモ、國庫ノ支辨デナ

カラシケレバナラヌ、又事實ニ於テモ、左様ナカラシケレバナラヌト云フコトハ、申スマデモナイコトデアル、サレバ古イ時代ノ政府デサヘモ、監獄

費ハ國庫支辨ヲ以テ處理シテ居クタモノデアル、唯偶々財政ノ都合ニ依リマシテ、一時之ヲ地方ノ支辨ニ移シタト云フニ過ギナインデアル、而シテ地方

ノ事情如何ト顧ミテ見マスレバ、監獄費ノ負擔ニ於テハ、隨分困難ヲ致シテ居リマスル、サレバコソ各府縣ニ於キマシテ、即チ府縣會ガ之ヲ決議致シマ

シテ、ドウカ是ハ國庫ノ負擔ト致シテ貴ヒタシテ、諸君モ御承知ニナシテ居ル、然ラバ我輩ハ今此案ヲ贊成スルニ當ツテ、既ニ大勢ガ之ヲ認メテ争ハザルニ拘ラズ、特ニ登壇致シタノハ、何ノタメデアルカト云ヘバ、即チ先刻大

藏大臣ノ演說ニ、此案が通過スレバ、更ニ財政計畫ヲ爲サンケレバナラナイ、即チ此案ヲ通過シテ、之ヲ容ル、ト云フニ至シテハ、更ニ新稅ヲ徵收センケレバナラヌト云フコトノ、其コトヲ認メナイ、即チ反對スルト云フコトコ

ニ表シテ置クタメデアリマスル、然ラバ吾々ハ是ニ對シテ將來如何ニ爲スカト申シマスレバ、即チ吾々ハ此財政ノ整理ヲ遂ゲマシテ、而シテ此財

源ニ充テヤウト致ス者デアリマス、其詳細ナル理由ハ、今コ^ノニ述ベテ置ク必要ハアリマセヌ、唯大藏大臣ノ先刻ノ演說ヲ認メナイ——承認シナイト云

フコトヲコ^ノニ述ベテ置クタケデアリマス

〔討論終結ト呼フ者多シ〕

○星亨君(二百二十四番) 質問デスカ

○星亨君(二百三十四番) ドウカ演壇ニ居ラレンコトヲ……

〔藤澤幾之輔君自席デモ聲ガ高イカラ通リマスト呼ヒ演壇ヲ降ル〕

○議長(片岡健吉君) 今ノ演說ニ附イテ、質問デスカ

○星亨君(二百三十四番) 御許シニナリマスナラバ、承リタイ

〔答辯スル必要ハナイト呼ヒ星亨君「答辯が出來ナケレバ、ソレデ宜

○藤澤幾之輔君(八十番) 進歩黨ニ對スル質問ハ、本員當席ニ於テ、答辯スルノ限デナイ、ナゼナレバ先刻委員付託ニ之ヲ爲サントシタル所ノ理由ハ、金額ハ既ニ五百万圓以上ニ達シテ居ル、サウシテ此事柄ハ、日本全國ニ通じテ、利害ノ關係ヲ持ツテ居ル重大ナル案デアル、殊ニ況ヤ大藏大臣ハ、曩ニ地稅案ヲ發セラレマシタトキノ說モアルニ拘ラズ、此案ガ通過致シマスレバ、更ニ新稅ヲ起サンケレバナラヌヤウニ立至ルノデアラウ、其トキハ、諸君ハ之ヲ贊成シナケレバナラヌト云フガ如キ、豫約的ヲ以テ之ヲヤラウトシタル所ノ事實ヨリ、吾々ハ尙ホ之ヲ委員ニ付託シテ、慎重ナル審查ヲ遂ゲントシタノデアリマスケレドモ、議會ハ之ヲ容レス、併ナガラ吾々ハ、無論是ハ贊成スル問題デアルカラ、此場合ニ於テ、勢ヒ贊成ヲ表シマスル必要ヲ生ジタノデアリマス

○恵松隆慶君(九十七番) 此案ハ、吾々ガ大希望スル案デゴザリマス、此場合三讀會ヲ略シテ、一二讀會デ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ゴザイマスマイカ

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス、本案ニ付イテ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 諸君外五名提出

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定ト致シマス、議事日程第十一、營業稅法中改正法律案、第一讀會ノ續、島田三郎君

○島田三郎君演壇ニ登ル

第一十二 营業稅法中改正法律案(前川楨)

第一讀會ノ續(委員長)

第一讀會ノ續(報告)

○島田三郎君(二百五十五番) 营業稅改正法律案ノ委員會ノ讀決ヲ御報告申シマス、本案ニ附キマシテ、委員ハ昨年ノ十二月ノ十二日ニ始テ會合致シマシテ、委員ノ中ニ委員長及理事ノ選舉ヲ致シマシタ、本員ガ委員長ニ當選致シマシテ、河口善之助君ガ理事ニ當選セラレマシテ、ソレカラ五回マデ質議並ニ決議會ヲ開キマシテ、御手許ニ差出シマシタヤウナ修正ヲ加ヘマシタ譯デゴザイマス、法案提出ノ場合ニ、本員ハ提出者ノ一人デゴザイマシタガ、直ニ委員ニ付スルト云フ決議ニナリマシテ、全體改正案ヲ組織致シマシタ精モナク、唯之ヲ徵收致シマスル手續ヲ簡易ニ致シタイト云フノガ、本案提出ノ希望デゴザイマス、此精神ノ上デ、提出ニナリマシタモノデゴザイマス、全體第九議會ニ於テ、營業稅法案ガ議會ニ出マシテ、是ガ可決ニナシテ、法律トナリマシテゴザイマスルガ、是ハ地方デ、是マテ營業稅ヲ取タテ居リマシタノヲ國庫ニ移シマシタ案デゴザイマス、地方デ取リマシタノト、國庫デ移シマシタノト、全ク取方ノ組織ガ違ツテ居リマスノテ、其トキニ斯ノ如キ組織デハ、必ズ紛擾ヲ起スデアラウト云フ說ガゴザイマシタガ、多數デ、此法案ヲ決シマシタガ、果シテ之ヲ實行致シマスレバ、凡ソ動搖迷惑ヲ生ジタノデゴザイマス、其上ニ金額モ政府ノ始メノ豫算ハ、凡ソ一年ニ七百万圓程取ル譯アリマシタガ、實際ニ至リマシテハ、五百万圓バカリ取レマスルノデ、大分豫算ト變化ヲ致シマシタ、一番近イ所ノ收入ハ、一年ニ五百五十万圓バカリ取レテ居リマスケレドモ、是又全體ニ考ヘテ見マスルト、初年度ニ七百万圓取レマスレバ、營業ノ段々進ミマスルニ從ヒ、徵稅法ノ段々整フニ從フテ、増スベキ性質ノ稅アルノニ、年ヲ經テモ矢張増シマセス、初ノ豫算ヨリ減フテ居リマス、其上少カラヌ紛擾ヲ起シマシテ、現ニ各地カラ種々ナル苦情ヲ當局者ニモ申立テマスルシ、並ニ三十四箇所ノ商業會議所ハ、ドウカ之ヲ改正シテ欲シト云フノガ、年々請願書トナシテ、議院ニ出マスル、斯ノ如キ趣意カラ、遂ニ此改正トナリマシタノデス、此改正ノ趣意ハ、詰リ本案ハ翻譯的組織ニナシテ居リマスルノガ、實際日本ノ民情事實ニ合ヒマセヌト、本員ハ考ヘマス、ソレハ收入ニ課シマス所ノ稅ニハ、收入ヲ調查致シマスル委員ガゴザイマシテ、之ヲ取ツテ居リマスノテ、元ト組立テタモノト見エマシテ、一番此中ニ苦情ノアルモノデ、又委員會デ、政府ノ委員ト屢々議論ヲ致シ、質問ヲ致シマシタガ、政府ハ、是ハ營業稅デアルト云フタメニ、政府ハ我國ノ營業ト諸外國ノ營業地、其組立ノ基礎ガ違テ居ルニ拘ラズ、諸外國ノ營業ニ課スルヤウナ法律ヲ細目ト致シテ、元ト組立テタモノト見エマシテ、一層此中ニ苦情ノアルモノデ、又委員會デ、政府ノ委員ト屢々議論ヲ致シ、質問ヲ致シマシタガ、政府ハ、是ハ營業稅デアルカラ、ドウシテモ賃貸價格從業者ト云フノニ掛ケネバナラヌ、營業ヲ組織シテ居ル者ヲ標準トシテ、掛ケネバナラヌ、故ニ斯ウヤクテアル、斯ウ云フコトデゴザイマシタケレドモ、全體我國ノ營業ハ、餘程諸外國ト又場合ガ違テ居リマスルノハ、簿記法ガ我國ニ整ツテ居リマセヌカラ、誠ニ金ヲ調ヘマスルノニ困ル、店ト即チ營業致シマス場所ト住宅ト云フ區別ガ、マダ本當ニ附イテ居リマセヌ、故ニ其營業地ニアツテ、矢張店舗ノ脇ニ住居ヲ致シテ居リマシテ、諸外國ノ市外ニ住ツテ居リマシテ、店ヘ出張致シマシテ、店ハ純然タル店デアル、住居ハ純然タル住居デアルト云フノト、違ツテ居リマスカラ、純粹ナル西洋的ノ工業事業ニナリマシテハ、年中業ヲ割合ニ斷タナイデ、是ニ向タテ賃貸價格ヲ掛ケラレテ、至極迷惑ヲシテ居リマス、モウ一ツ從業者ト云フモノヲ率ニ立テタノデ、是レ亦日本ノ工業其他ノ者ニ既ニ不便ヲ起シテ居ル、例へば鐵工デアルトカ、造船業デアルトカ、紡績業デアルトカ云フ、純粹ナル西洋的ノ工業事業ニナリマシテハ、年中業ヲ割合ニ断タナイデ、チヤント從事致シマシテ、從業ノ人數モ分リマスケレドモ、我國ノ未ダ此程度ニ達シマセヌ、農業變ジテ工業トナランストル、此種類ノ工業ガ多イ、例ハ生絲ノ如キ、或ハ茶ノ如キモノハ、茶ヲ植ヘマシテ之ヲ取上げ、其側デ

直グニ之ヲ製造スル、桑ヲ植エマシテ繭ヲ取り、直ニ之ヲ生絲ニスルト云フ類ノ品ガ多イタメニ、一年中絶エズヤル所ノ工業ハ誠ニ少イ、西洋ヨリ移シタル所ノ鐵工、或ハ紡績ノ如キモノハ、一年中續イテ居リマスケレドモ、我國ノ特產工業ト云フモノハ、大抵斯様ナモノデ、織屋ニ致シマシテモ、矢張住宅ノ脇デ織ツテ居ルト云フ種類ガ多ウゴザイマスカラ、一般賃貸價格ノ中デ、事業場ニ分析スル法案デゴザイマスルト、一半ハ一年ニ三箇月事業ヲ執ル者モ、矢張從業者トシテ此法律ニ依ッテ、一年中取ルト云フコトハ、餘程リマスル、或ハ一箇月執リマスルト云フヤウナ、茶デアルトカ、或ハ生絲デアルトカ云フヤウナモノモ、一年ニ三箇月雇ヒマスル者モ、一箇月雇ヒマスル者モ、矢張從業者トシテ此法律ニ依ッテ、各地收稅區重イ稅デアルト云フ苦情ガアル、斯様ナコトデ、何分西洋流義ヲ基礎トシテ組織シタ現在ノ法律ハ、賃貸價格從業者ノ上ニ附イテ、苦情ガ紛々ト出テ、尙ホ初年政府ハ、豫算ノ七百万圓ヲ取ラウト致シマシタガタメニ、各地收稅區ヲ分ケテ、此區カラハドノ位、此區カラハ、ドレダケノモノヲ取レト云フヤウナ、一般命令ノ下ニ收稅吏ガ勵キマシタカラ、ソレダケ格ヲ此區デ取ラヌデハ、自分ノ職業ノ怠リカノ如キ嫌疑ガアルカラ、嚴重ニ取リマシテ、或ハルト云フヤウナ處ニ、苦情ヲ多ク聽キマシテゴザイマス、本員ガ尙ホ記憶致場合ニ依ッテ、住宅ニ向シテ賃貸價格ヲ掛ケタ不便ガゴザイマシテ、此紛擾ノ間ニ、本員モ是ニ心ヲ痛メテ、一個人トシテ事實ヲ取調べタ中ニ、如何ニモ氣ノ毒ナ事實ヲ多ク發見致シマシタ、其中ニ半分農ニアッテ、半分工ニアレルト云フヤウナ處ニ、苦情ヲ多ク聽キマシテゴザイマス、本員ガ尙ホ記憶致シテ居リマスルノハ、京都府ノ宇治郡、即チ茶ノ名產地ノ農會幹事ニ面會致シマシタルトキニ、此茶ハ昔ヨリ宇治郡ノ名產ニナッテ、之ヲ植付ケテ居ルガ、然ルニ此茶ニ向シテ工業稅ヲ掛ケラレテ、住宅ハ殘ラズ事業場ト看做サレテ、賃貸價格ヲ掛け、竝ニ平生人數ガ少イノデ、近所ノ者ヲ雇ッテ、僅カ極事業ノ忙ガシイトキニ使ヒマスルト、是ニ向シテ一年ノ從業者ノ稅ヲ掛けラレルニ至ッテハ、到底昔ヨリシ來タル所ノ業ヲ執ルコトガ出來ヌカラ、廢シテ茶ヲ引抜イテシマッテ、稅ヲ免レヤウ、然ラザレバ寧ロ農ノ稅トシテ、土地カラ之ヲ取ラレタ方ガ、餘程營業稅ヲ取ラレルヨリ樂デアルト云フ苦情ヲ實際承フタ、是ハ先ヅ一例ヲ舉ゲタノデゴザイマスガ、先ヅ大抵斯様ナコトデアリマスカラ、トウシテモ賃貸價格ト竝ニ從業者ニ附イテハ、全國ガウト思ヒマス、ソレデ此コトヲ約シテ申シマスルト云フト、事業場ト住居ト附ケマシテ、是タケノ稅ヲ取ルト云フニハ、民情穩ナラスト云フノデ、其稅ヲ取ルコトヲ緩メマシタノガ、今日先ヅ始ノ豫算額ニ達シマセヌ原因デアラマダ分析セラレナイ日本ノ中ニ、賃貸價格ト云フコトガ不都合デアル、農ヨリ工ニ移ラントシテ居ル如キ工業ニ向シテ、從業者ヲ立テルガ不都合デアル、

此簿記法ヲ整頓シナイ者ニ向フテ、金額ヲ明瞭ニ取ラウト云フノハ不都合デ
アル、是等ノ不都合ハ、事實ノ上ニ萬人ノ認メル所アリマスカラ、本案ヲ
組立テマシタ精神ハ、斯様ニ致シマシタ、建物ノ賃貸價格ハ、從業者ヲ除キ
マシテ、賣上金額資本金額或ハ收入報酬ト、斯様ナル者ニ向フテ金ヲ取リマ
スノデ、賃貸價格或ハ從業者ト云フ者ノ歩合ヲ資本收入報酬賣上高ノ方ニ移
シマシタノガ、原因デアリマス、斯様ニ致シマシテ、尙ホ收稅吏ガ獨斷デ定
メマスル人トノ間デ押問答デハ、何分紛擾ガ絶エマセヌデ、苛酷ニ致シマス
レバ、納メル人ノ迷惑、緩メレバ、政府ガ希望スル豫算ノ稅ガ取レナイノデ、
本案ハ丁度調査委員ヲ設ケマシテ、此調査委員ノ中カラ調査委員ト收稅吏ト
ノ間ニ協定ヲ致シマシテ、穩ナル取リ方ヲ致サウト云フ方法ヲ立テ、アリマ
スルガ、本案ヲ更正致シマシタ原因デアリマス、大略ハ其方法ヲ改メルト云
フコトガ、本案ノ精神デゴザイマシテ、稅ヲ減ラストカ、稅ヲ増ストカ云フ
意味デハアリマセヌ、元來地方デ營業稅ヲ取りマシタトキニハ、唯今改正案
ノ精神ノ如キ取方ヲ致シタノデ、即チ徵稅委員ト云フ者ガ、取りマスル人ト
協定シテ取ルト云フコトデ、是マテ地方ノ營業稅ニ於テハ、格別ノ苦情ガナ
カッタノヲ國庫ニ入レマスルトキニ、西洋流儀ニ率ヲ立テマシタノガ、苦情
ノ本デアリマスルガ故ニ、民情ト時勢ニ適應シテ、是ヲ調査委員ヲ設ケルト
云フ組織ニナツテ居ルノガ、本案ノ改正ノ原因デ、竝ニ從業者賃貸價格ヲ除キ
マシテ、資本或ハ收入報酬ノ方ニ移シマシタ其精神ヲ以テ、各條ヲ改メマシ
タノデ、約言致シマスルト資本金額ノ上ニ移シマシテ、細カキ所ノ箇條ヲ取
リマシタノト、其金額ヲ定メマスルニハ、納メル人ノ總代理人ノ如キ調査委員ニ
調べサセルト云フ精神デ、此精神ヲ以テ速ニ可決アランコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 贊成ノ通告ガアリマスガ
○加藤六藏君(四番) 反對ノ通告ガアリマスカ
○議長(片岡健吉君) 反對ノ通告ハアリマセヌ
○恒松隆慶君(九十七番) 唯今島田君カラ報告ガアリマシタガ、大體營業稅
法中改正法律案ナルモノハ、大體ノ方法ヲ改メルニ止ムテ、稅ノ金額ニ減少ヲ
來タスノ趣意デナイ、決シテ金額ニ違ヒハナイト云フヤウニ御話ガアツタノ
デアリマスルガ、私モ此改正案ニ附イテハ、絶對的ニ反對デハアリマセヌガ、
詰リ此修正ノ所ヲ見マスルニ、課稅標準稅率ト云フ所ヲ見マスルト云フト、
ソレトド修正ヲ致シマシテアリマスルト、トウシテモ金額ニ減少ヲ來タスノ
デハナイカト云フ疑ガアルノデアリマス、デ免ニ角此案ハ商業會議所アタリ
ハ希望シテ居ル、私モ段々頼マレテ端書抔モ來テ居リマスガ、マア今日ハ何
分財源ニハ苦シム場合デアリマスルシ、今少シ是ハ減ルカ減ラナイカ、方法
ハドウデアルカト云フコトヲ攻究シタイト思ヒマスカラ、暫ク是ハ延期致シ
タイト云フ私ハ趣意デアリマス、今日ハ先づ議サナイト云フノデ
○島田三郎君(二百五十番) 唯今ノ恒松君ノ發議ニ附イテ、一廳申述ベテ置
クコトガアリマスガ、元ノ組織ガ滅ラストカ、増ストカ云フノデハアリマセ

○議長(片岡健吉君) 贊成ノ通告ガアリマスガ
○加藤六藏君(四番) 反対ノ通告ガアリマスカ
○議長(片岡健吉君) 反対ノ通告ハアリマセヌ
○恒松隆慶君(九十七番) 唯今島田君カラ報告
法中改正法律案ナルモノハ、大體ノ方法ヲ改メ
來タスノ趣意デナニ、決シテ金額ニ違ヒハナイ
デアリマスルガ、私モ此改正案ニ附イテハ、絶
詰リ此修正ノ所ヲ見マスルニ、課稅標準税率
ソレトモ修正ヲ致シマシテアリマスルト、トウ
デハナイカト云フ疑ガアルノデアリマス、デ盈
ハ希望シテ居ル、私モ段々頼マレテ端書杯モ來
分財源ニハ苦シム場合デアリマスルシ、今少シ
ハドウデアルカト云フコトヲ攻究シタイト思ヒ
タイト云フ私ハ趣意デアリマス、今日ハ先づ謹
○島田三郎君(一百五十番) 唯今ノ恒松君ノ癡
クコトガアリマスガ、元ノ組織ガ滅ラストカ、

古ガアリマシタガ、大體營業稅ルニ止マテ、稅ノ金額ニ減少ヲト云フヤウニ御話ガアタノ對的ニ反對デハアリマセヌガ、ト云フ所ヲ見マスルト云フト、シテモ金額ニ減少ヲ來タスノ尤ニ角此案ハ商業會議所アタリテ居リマスガ、マア今日ハ何是ハ減ルカ減ラナイカ、方法マスカラ、暫ク是ハ延期致シ議ニ附イテ、一廳申述ベテ置増ストカ云フノデハアリマセ

ヌ、併ナガラ此コトニ附イテハ、調査委員ガ事實ニ附イテ調べテ強ク取リマスレバ、苦情ガアル、弱ク取レバ足リメト云フノデ、事實ニ當嵌メテ取レバ、此缺額が十分補ヒ得ルト云フノガ、委員會ノ決議デ、併ナガラ大體ガ帳面上デハ幾分カ減ル、尙ホ其割合ハ帳面上同ジニナルト云フコトハ、二次會デモ委員會ノ精神トハ、是モ矛盾シテ居リマセヌト云フコトヲ申上ゲマス

○星亨君(二百三十四番) 帳面上デハ幾ラ減ル

○島田三郎君(二百五十五番) 五十萬圓

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 此案ハ其大體ノ仕組ニ於テ、大ニ營業稅ノ趣意ニ適ハヌト思フノデス、所謂是ハ資本稅デアル、デ是レ即チ政府ガ同意ヲ致サヌ點デアルノト、又今御發案者ニ於テハ、五十萬圓ト仰シヤリマシタケレドモ、此課稅方法ハ一方ニ偏スルコトアリマシテ、他ノ從業者若クハ賃貸價額等ヲ取ランガタメニ從ツテ減ズルコトガ、ソレヨリ多カラウト思ロマス、此案ハ無論御提出者ニ於テ御辯明ニナルコトデゴザリマスケレドモ、吾ミノ調べル所デハ減ズル所ハ五十萬圓ニハ止ラヌ、殆ド二百万圓ニ及ブダラウト思フ、ソレデアリマスルカラシテ、之ニ加フルニ調查費ハ二十一萬圓掛ルノデゴザイマスカラシテ、免ニ角此仕組ノ本旨ニ於テモ、亦其結果ニ於テモ、政府ニ於テハ同意ヲシ兼テ居リマス

(採決々々) 又ハ「討論ヲ要セズ」ト呼フ者アリ)

(加藤六藏君演壇ニ登ル)

○島田三郎君(二百五十五番) 唯今ノ報告ノ補ヲ——事實ダケハ……

○議長(片岡健吉君) モウ發言ヲ許シテアリマスカラ、其間ニ發言ヲ許シマセヌ

○加藤六藏君(四番) 諸君、私ハ本案ノ提出者ノ一人デアリマシテ、且ツ委員會ノ一員デモアリマスデ、此案ニ附キマシテ、反對ノ方ガアリマスカラシテ、一言贊成ノコトヲ言ハザルヲ得ヌ場合ニナリマシタカラシテ、申サネバナラヌ、デ實ハ私ハ幾分カ調べマシテ、此位材料ガアリマスカラシテ、願ハタハ一時間位述ベタクハアリマスルガ、何分切迫ノトキデアリマスカラ、極テ簡短ニ述ベマス、デ第一只今大藏省ノ目賀田君ガ述ベラレマシタノハ、實ニ大藏省ノ政府委員トシテ彼ノ位間違フタコトハ(「何時デモ間違フ」)ト呼フ者アリ、殊ニ只今ノ説ト申スハ何ヲ書イタノデアルカ、二百万圓達ウト云フノハ、抑、此提出ノ折ノ原案ヲ見タニ相違ナイ、ソレデ計算スルト二百万圓、二百五十萬圓減ル、ソレハ立方ガ達フ、併シ島田君ノ報告ニナリマシタデハ、五十九萬圓外ハ減リマセヌ、ソレテ前ノガト間違ヘテ今述ベタ、大層此位ノ違デ、天下ノコトヲ經營スルト云フカラ、何時モ財政ガ紊亂スルノデアル、大層違ヘテ居ル、五十九萬外違ハヌ、算盤ノ上文字ノ上カラ云ウテモ、五十萬圓外違ハヌノヲ二百万圓ト云フノハ間違テ居ル、尙ホ資本稅デアル、營業稅デナイト、斯ウ云フコトヲ述ベラレマシタガ、是ハ何ヲ見テ言ハレル

カ、是モ前ノ如ク矢張間違テ居ル、此現行法ハ諸君ノ御存シノ如ク賃貸價格モ從業者モ、矢張賣上資本、斯ウ云フモノ原案トシテ、課稅ノ標準ヲ立テ、居リマス、此唯今委員長ノ報告ニナリマシタ所ノ稅率ハ、其中ノ二ツヲ取リマス、即チ天下一般ニ反對スル所ノ賃貸價格從業者ト云フモノヲ取リマシテ、サウシテ此收入ト云フノヲ一箇條加ヘマシタカラ、其稅ヲ取ル所ノ原素ト申スハ、賣上資本收入報酬、斯ウ云フヤウナモノカラ取ルノデアル、決シテ其資本ダケデハナインデアル、是ガ大イナル間違デアル、テシテ五十有餘万圓ノモノヲ二百万圓ト云フノモ間違デアルカラ、是ハ私ハ直グト反対ハナイ積デアリマスカラ、贊成ハ取消シマシタガ、此位ノ間違ツタコトヲ申サレルカラ、已ムヲ得ズ此所ニ登テ諸君ノ清聽ヲ讀シマスガ、私が出テ直グニ反對スルハ宜イガ、萬事此通ナコトヲサレテハ、實ニ天下ノコトハ懼ルベキデアル、能ク注意ヲ願ヒタインデアル、ソレカラ此五十九萬圓ト申スノヘ、減ルノデハナインデアルト申スノハ、此文字ノ上デハ減リマスガ(「簡短篇短」ト呼フ者アリ)事實デハ減リマセヌ、ト申スノハ斯ウ云フ譯ガアル、例ヘバ宿屋デアリマス、宿屋ト申スノハ賃貸價格ト從業者ト云フヤウナモノデ税ヲ取ッテ居リマス、所ガ之ヲ止メマスカラシテ、收入ト云フモノデ取ル、其收入ヲ取リマスルニ附イテハ、三百圓トシタノデアリマス、ソレカラ又或ルモノニ於キマシテハ、賃貸價格ト從業者ト云フモノヲ止メマスカラ、何モナシニナル、サウ云フモノハ、資本ト云フノデ取リマス、サウスルト賣上ガ千圓トシテアリマスカラ、ソレカラ出シテ公平ナ標準ヲ取リマスルト云フト、資本ヲ五百圓、收入ヲ三百圓トセネバナラヌノデアリマス、ソレカラ其タメニ全體ノ上カラ、ドウシテモ増ガ出來ルト考ヘル、ソレモ調べテ幾ラ増スト云フコトヲ致シタイト考ヘマシテ、政府ニモ就イテ十分取糺シモ致シマシタシ、吾ミモ亦十分調べマシタガ、一々郡ノ實際ノ營業稅ヲ態々調べナケレバ出來ヌデアリマスカラ、迪モ十日ヤ一月デ出來マセヌガ、是ハ十分増スニ相違ナシト考ヘル、ソレカラ諸君ノ御存シノ如ク此政府ガ始七百万位ハアルト云フコトノ豫算デ、此營業稅ヲ一滴千里ノ勢ヲ以テ、戰後即チ二十八年ニ決シマシタ、所ガ漸ク五百五十萬圓外取レヌト云フノモ、是モ事實ト違テ居ル事實ハ十分アルベキノダガ、ソレダケ取レヌト云フノハ、其稅法ノ宜シキヲ得ナイカラ取レヌノデアル、即チ此調査委員ヲ設ケタ以上ハデス、豫テ從來政府ノ見込テ實際アルモノハ、必ズ取レルニ相違ナイ、調査委員ト云フモノヲ設ケマスレバ、諸君モ實際經驗ナスツタ御方ガ大分アラウト考ヘマスガ、例ヘバ一郡デ申セバ、三百圓トカ四百圓ノ小サイ營業者ハ分リマセヌガ、重ナル千圓以上トカ、一千圓位ノ所得稅ヲ出ス者ハ、所得稅デ見マスルト皆分ル、アスコノ家ハドレダケノ借金ガアルカ、ドレダケノ貸金ガアルカト云フコトガ皆分リマス、營業稅モ亦然リ、決シテ嘘ハ申サヌ、其人ニ對シテ——收稅吏ニ對シテハ、何モ知ラヌカラ、唯今大藏省ノ政府委員ノ言フ

ソコデ一ツ懸念ノアルノハ、唯一郡是ハ實際ニ對シテ、八掛トカ七掛トカ云
フコトハアルカモ知ラヌガ、一郡ダケハ公平ニ行クコトハ、營業稅ヲ諸君ガ
御經驗ナスヲ通デアル、サウシテ見レバ始政府ガ七百万圓ト云フコトノ豫
算ヲ立ツタノハ、ソレガ間違ハヌトスレバ、矢張調査委員ヲ設ケタタメニ其
近イ所ニ參リマス、現行五百五十萬圓ヨリ必ズ増スニ相違ナイ、増スノミナ
ラズ實際公平ニナリマス、現行テ見レバ諸君ノ御存ジノ如ク收稅吏ト云フモ
ノハ、僅ナ月給ヲ取ツテ居ル者アルカラ、弱イ者ハイヂメテ、増シテ高ク
スル、少シ事理ノ分ツテ居ル者ハ、低頭平身シテ頭ヲ下ゲテ懇願シテ、矢張
安ク稅ガナツテ居ル、少ノ營業デ智惠ノナイ者ハ、恰モ壯士ガ脅迫スルガ如
キ有様デアル、外ハ知リマセヌガ、私共ノ縣杯ハサウデアル、ソレカラ尙ホ甚
シキニ至リマスルト、客ノ居ル所ヘ態々調査ニ往キ、或ハ尙ホ進シテハ帳面
ヲ見セロ、杯ト云フヤウナコトヲ言フ、ソレハドウカト云ヘバ、賃貸價格ヲ我
欲スル所ニ從ハシメンガタメニ、サウ云フ意地ノ惡ルイコトヲスルノデアル
ト云フヤウナ困難ヲシテ、矢張七百万圓取レルモノガ五百五十萬圓外取ツテ
居ラヌト云フノハ、稅ガ惡ルイ、テンデ分ラヌ、收稅吏杯ハ實際ノコトガ
分ルベキモノデハナイ、ソレダカラシテ調査委員ヲ置キマスレバ、若シ間違ツ
テモ一郡ト云フモノガ幾分カ違フタケテ、其間強イ者モ弱イ者モ、必ズ公平
ニナルノデアリマス、サウスレバ文字上ノ外ハ唯今申上ゲタ如ク、收入ト
資本ノタメニ幾分カ殖エマスルガ、ソレニ於キマシテ調査委員ノタメニ私ハ
實ニ百万圓バカリ増スデアラウト考ヘマスル、サウシテ見レバ減稅デハナ
イ、事實ニ於テハ公平、唯今ノ嘘ヲ言テ不都合ノスル者モ言ハセヌコトデア
リマスカラシテ、一般ニ困難モ何モセズシテ、實際ノ數ハ必ズ増スデアラウ
ト考ヘマス、況ヤ多年希望シテ居ル所ノ此賃貸價格從業者ト云フモノヲ取り
マシテ、サウシテ國家ノ上ニ不都合ナイ以上ト云フモノハ、勿論今スペキモ
ノト考ヘル、尙ホ一步進シテ此營業稅ト云フモノハ、諸君ノ御存ジノ如ク戰
後、即チ二十八年ノ議會ニ出タンデアル、所謂戰後ノトキデアリマシテ、一
洞千里ノ勢ヲ以テムチャクチャニ極メテシマツタト云フコトヲ斷言スル、若シ
モ今日之ガ出マシタナラバ、斯様ナモノハ通ラヌト考ヘル、何故ト申セバ家
屋稅ハ如何デアリマスカ、滿場否決ノ勢デアルカラ、政府自ラ撤回シタデハ
ナイカ、其家屋稅ト同性質ヲ持ツテ居ル賃貸價格デアリマス、若シ今日出マ
スレバ、賃貸價格ノ如キハ通ラヌニ相違ナイノデアルガ、何分二十八年ノ戰
後少シク逆セテ居ルトキデアツタカラ、一洞千里ノ勢デアルカラ、斯様ナル
モノガ成立ツク譯デアル、政府モ固ヨリ人民ヨリ見込ノ稅ガ取レヌト云フコ
トデアル、故ニ諸君ハ慎重ニ御考ヘナスツテ、此委員長ノ報告ニ御賛成アリマ
シテ、早速一讀會ヲ開カレンコトヲ願ヒマス

〔採決タキト呼フ者アリ〕

○西村淳蔵君(六十二番) 目賀田君ナリ加藤君ナリノ大議論デ能ク分リマシ
タカラ、討論終結ノ動議ヲ提出スルト同時ニ、讀會省略ヲ以テ速ニ否決セラ

近イ所ニ參リマス、現行五百五十萬圓ヨリ必ズ増スニ相違ナイ、増スノミナ
ラズ實際公平ニナリマス、現行テ見レバ諸君ノ御存ジノ如ク收稅吏ト云フモ
ノハ、僅ナ月給ヲ取ツテ居ル者アルカラ、弱イ者ハイヂメテ、増シテ高ク
スル、少シ事理ノ分ツテ居ル者ハ、低頭平身シテ頭ヲ下ゲテ懇願シテ、矢張
安ク稅ガナツテ居ル、少ノ營業デ智惠ノナイ者ハ、恰モ壯士ガ脅迫スルガ如
キ有様デアル、外ハ知リマセヌガ、私共ノ縣杯ハサウデアル、ソレカラ尙ホ甚
シキニ至リマスルト、客ノ居ル所ヘ態々調査ニ往キ、或ハ尙ホ進シテハ帳面
ヲ見セロ、杯ト云フヤウナコトヲ言フ、ソレハドウカト云ヘバ、賃貸價格ヲ我
欲スル所ニ從ハシメンガタメニ、サウ云フ意地ノ惡ルイコトヲスルノデアル
ト云フヤウナ困難ヲシテ、矢張七百万圓取レルモノガ五百五十萬圓外取ツテ
居ラヌト云フノハ、稅ガ惡ルイ、テンデ分ラヌ、收稅吏杯ハ實際ノコトガ
分ルベキモノデハナイ、ソレダカラシテ調査委員ヲ置キマスレバ、若シ間違ツ
テモ一郡ト云フモノガ幾分カ違フタケテ、其間強イ者モ弱イ者モ、必ズ公平
ニナルノデアリマス、サウスレバ文字上ノ外ハ唯今申上ゲタ如ク、收入ト
資本ノタメニ幾分カ殖エマスルガ、ソレニ於キマシテ調査委員ノタメニ私ハ
實ニ百万圓バカリ増スデアラウト考ヘマスル、サウシテ見レバ減稅デハナ
イ、事實ニ於テハ公平、唯今ノ嘘ヲ言テ不都合ノスル者モ言ハセヌコトデア
リマスカラシテ、一般ニ困難モ何モセズシテ、實際ノ數ハ必ズ増スデアラウ
ト考ヘマス、況ヤ多年希望シテ居ル所ノ此賃貸價格從業者ト云フモノヲ取り
マシテ、サウシテ國家ノ上ニ不都合ナイ以上ト云フモノハ、勿論今スペキモ
ノト考ヘル、尙ホ一步進シテ此營業稅ト云フモノハ、諸君ノ御存ジノ如ク戰
後、即チ二十八年ノ議會ニ出タンデアル、所謂戰後ノトキデアリマシテ、一
洞千里ノ勢ヲ以テムチャクチャニ極メテシマツタト云フコトヲ断言スル、若シ
モ今日之ガ出マシタナラバ、斯様ナモノハ通ラヌト考ヘル、何故ト申セバ家
屋稅ハ如何デアリマスカ、滿場否決ノ勢デアルカラ、政府自ラ撤回シタデハ
ナイカ、其家屋稅ト同性質ヲ持ツテ居ル賃貸價格デアリマス、若シ今日出マ
スレバ、賃貸價格ノ如キハ通ラヌニ相違ナイノデアルガ、何分二十八年ノ戰
後少シク逆セテ居ルトキデアツタカラ、一洞千里ノ勢デアルカラ、斯様ナル
モノガ成立ツク譯デアル、政府モ固ヨリ人民ヨリ見込ノ稅ガ取レヌト云フコ
トデアル、故ニ諸君ハ慎重ニ御考ヘナスツテ、此委員長ノ報告ニ御賛成アリマ
シテ、早速一讀會ヲ開カレンコトヲ願ヒマス

〔採決タキト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、ソレデハ本案ニ附イテ、第二讀會ヲ
開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマスガ、恆松隆慶君ハ此議事ヲ延ベタイト云フ……
○恆松隆慶君(九十七番) 延ベタイト云フ旨意ハ、上手ニ言回ハシマシタガ、
其精神ハ矢張サウナルト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 詰リ二讀會ヲ開カヌト云フ精神ト考ヘマス、因テ第二
讀會ヲ開クベシト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、ソレデハ本案ニ附イテ、第二讀會ヲ
開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマスガ、恆松隆慶君ハ此議事ヲ延ベタイト云フ……
○議長(片岡健吉君) 詰リ二讀會ヲ開カヌト云フ精神ト考ヘマス、因テ第二
讀會ヲ開クベシト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス
〔拍手起ル〕
〔少數タキト呼フ者アリ〕

〔「異議アリ異議アリ」「異議ヲ申立テマス」「賛成タキト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 異議ガアリマスレバ、氏名點呼ヲ致シマス

〔「大問題ダカラ缺席者ヲ呼入ルベシ」「ト呼フ者アリ」〕

○千田軍之助君(百五十八番) 大分退席者ガアルヤウデスカラ、御呼込ヲ願
ヒマス

〔「早ク點呼ヲ願ヒマス」「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 閉鎖——氏名點呼ヲ始メマス、本案ニ附イテ第二讀會

ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲシタ所デ、氏名點呼ニナリマシタノデアリマスカラ、

第二讀會ヲ開カウト云フハ賛成ト呼ビ、之ニ反對スル人ハ反對ト呼ブコト

ニ致シマス

〔寺田書記官氏名ヲ點呼シ、廣瀬書記官可否ヲ應呼ス〕

○議長(片岡健吉君) 氏名點呼ノ結果ヲ御報告致シマス
〔本山書記官朗讀〕

出席總員百八十二

可トスル者 百二
否トスル者 八十

○議長(片岡健吉君) 本案ハ二讀會ヲ開クコトニナリマシタ

○三輪潤太郎君(三十八番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○星松三郎君(一百四十一番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマスマイカ

〔「異議ナシ異議ナシ」「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマ

ス

營業稅法中改正法律案

〔「讀會省略」ト呼フ者アリ贊否ノ聲交々起ル〕

〔鈴木總兵衛君演壇ニ登ル〕

○鈴木總兵衛君(百四十五番)此委員會ノ修正說ノ報告ノアリマシタ中ノ第十二條ノ中ニ附イテ、製造業、印刷業、寫真業、是ハ萬分ノ四十トアリマスノヲ萬分ノ三十五ト、又公ナル周旋業、代辦業、仲立業、仲買業、此報酬金額ノ百五十トアルノフ百分ノ二トスル、是ハ此釣合上不權衡ナルコト、思ヒマシタテ、斯ウ云フ風ニ修正致シタイト云フノ意見デアリマス宣シク贊成ヲ請ロマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)原案ノ第二條カラ第十條マヂヲ議題ニ供シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)委員會ノ修正ノアル分ハ修正通、委員會ノ修正ノナイ所ハ、原案通デ御異議ハゴザイマスマイカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、其通決シマス、次ハ第十二條、是

ハ鈴木君ノ修正ニ附イテ採決致シマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)鈴木君ノ修正說ニ御異議ガゴザイマスマイカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、鈴木君ノ修正通決シマス、アトハ十六條ヨリ三十六條マヂ議題ニ供シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)委員會ノ修正ノアル所ハ委員會ノ修正ノ通他ハ原案ノ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、其通決シマス

○議長(片岡健吉君)二讀會ハ濟ミマシタカ

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)ソレジヤア誠ニ結構ナ修正デスカラ、直チニ二讀會ヲ開キマシテ、確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君)直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

營業稅法中改正法律案

第三讀會

三都府
限地開業 四百八十五人

第二讀會

○議長(片岡健吉君)原案通御異議ハゴザイマスマイカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、確定致シマス

○恵松隆慶君(九十七番)今日ハドウデゴザイマスカ、止メナケレバ醫藥分業ダケデ、後トハ明日ト云フコトニ

○議長(片岡健吉君)醫藥分業ダケヤリタイト思ロマス

○恵松隆慶君(九十七番)ソレデハ醫藥分業ダケデ……

○議長(片岡健吉君)議事日程ノ第十二、明治二十二年法律第十號改正法律案第一讀會ノ續委員長ノ報告——大三輪長兵衛君

第十二 明治二十一年法律第十號改正法
律案(前川楨造君外五名提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(大三輪長兵衛君演壇ニ登ル)

○大三輪長兵衛君(百四十八番)明治二十一年法律第十號改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、委シウ申上ゲマシタラ恐ロシク長クナリマスルデ、

手短ニ申上ゲマス、此原案ガモウ本院ノ宿題ノ如クナツテ居リマシタ様子デ、諸君モ能ク御承知ノ様子ニアリマスカラ、一應御参考マニ御決シナルノニ簡短ニ是ヲ申上ゲテ置キマスノハ、廢案ニ修正案ノ此ニツデアリマス、全

國ノ醫者ノ數ガ三万九千八百五十九人、其内漢法醫ガ二万三千二百三十八人、斯ウ云フヤウナ割合デ、之ヲ御決シナルニ、餘程參考物ニアリマス、ソレカラ東京ガ二千七百九十六人、漢法醫ガ六百六十一人、斯ウ云フ割合デゴザイマス(分ノテ居リマス)ト呼ヒ「簡短々々」ノ聲起ル)チヨット御待下サイ、修正案ダケ申シス、修正案ガ但シ内務大臣ハ時機ヲ圖リ適當ト認ムル地ニ於テ漸次醫師ノ調劑ヲ禁止スルコトヲ得「斯ウ云フ修正案ガ可決ニナリマシタ、少數者ノ意見ハ之ヲ廢案スルト云フ方デゴザイマスガ、ソレハ少數者ヨリ意見ヲ述べル筈デゴザイマス

(参照)

三十二年一月一日調
全國三万九千八百五十九人
内二万三千二百三十八人漢法
内務省試驗 九千二百三十二人
大學出 千四百八十二人
高等學校出 千八百四十一人
府縣醫學校出 二千百八十八人
奉職履歷 千三百四十四人
外國修學 五百三十八人
京都 漢法 七百八十四人
大阪 千七百十八人
東京 千七百九十六人
内 菌 五百人
漢法 六百六十一人
漢法 五百三十五人

○岡本松太郎君(十番) 質問ガアル、修正案ニ依レバ(「無用々々」ノ聲起ル)
暫ク靜ニ——修正案ニ依リマスレバ、矢張此二十二年法律第十號ノ二十六條

ニ抵觸スルヤウニ思フノデスガ、其邊ノ委員會ノ模様ハドウデアルカ、是ガ

一ツ……

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 藥ヲ——ナント言ヒマシタカ

(笑聲起ル)

○岡本松太郎君(十番) 修正案ニ依レバ、矢張此二十二年法律第十號ノ二十六條ニ抵觸スルヤウニ思フノデスガ、其邊ノ御調ハドウデアツタカ、ソレガ一ツ……

(「無用々々」ノ聲起リ讀場騒然)

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 詳シイコトハ政府委員カラ……

(政府委員長谷川泰君)

○政府委員(長谷川泰君) チヨット一言(「無用々々」ノ聲起ル)チヨット一

言申シマスガ(「無用々々」ト呼ビ「謹聽々々」ト呼フ者アリ)甚ダ相濟ミマセスガ、チヨット一言願ヒタイ、斯ウ云フ次第ニアリマス、政府ハ恰モ英國倫敦ノ如ク任意分業ノ制度ヲ採ル考ニアリマシテ、強制的ニ醫藥分業ハ致サヌ(「ヒヤ々々」ト呼フ者アリ)現行法律ハ任意分業デ出来テ居リマス、明治二十二年法律第十號ハ任意分業デ出來テ居ルノアリマスカラ、矢張現行法律ノ如クニ致ス、斯ウ云フ考ニアリマスカラ、金玉ノ御提出案カハ存ジマセヌガ、原案竝ニ修正案ニ反對ヲ致シマス(「ヒヤ々々」ト呼フ者アリ)其反對ヲ致シマスル理由ハ第一(「無用々々」ノ聲起ル)斯ウ云ウ譯ニアリマスカラ、チヨット願ヒタイ、是ハ決シテ唯醫者藥劑師ノ問題デナクシテ、大ナル所ノ衛生行政ノ問題デ、即チ地方經濟ニ大關係ヲ持テ居ルノアリマス、ナセカト申レマスルト云フト、斯様ナルコトヲ強制的ニ致シマスルト、醫者ニ診察料ヲ拂ヒ、一方ニハ藥劑師ニ藥價ヲ拂ヒマスカラ、二重ニ拂フコトニナリマス、ソレ故ニ下等社會ノヤツハ、治療ヲ受ケルコトガ出来ナイ、救貧制度ノ設ハ更ニナイ、試ニ東京大阪京都ニヤラウト致シマシタ所ガ、救貧ノ機關ガナイカラ、下等社會ニ至リテハ、治療ヲ受ケルコトガ出来ナイ、故ニ是ハ出來マセヌコト、思ヒマス、今一つ申上ゲタイノハ、是ハ實際ニ行レマセヌコト、

信ジマスノニアリマス、ナセカト申シマスト云フト、強制ニ分業ヲ致シマスト云フト、漢方醫者ハレウ致シマスニアリマスカラ、東京ニハ四分ノ一、京都ハ半分、大阪ハ半分ト云フ程ノ漢方醫者ガアリマス、此現行法律ノ十二條ニ十六條ニ十七條ヲ御覽ニナリマスルト、漢方醫者ガ處方箋ヲ藥劑師ニヤッタ場合ニハ、調剤スルコトガ出來ヌノアリマス、若シ強テ之ヲヤラント致シマスルト云フト、日本ノ藥局法ヲ改正致シマシテ、漢方醫ノ再興ヲ許サナケレバナラヌコトニアリマスカラ、斯ノ如キコトハ出來マセヌコト、信ジマス、故ニ此二箇條ヲ以テ政府ハ御同意申スコトハ出來マセヌ次第ニアリマス、滿場ノ諸君ノ御考察ヲ偏ニ仰ダノアリマス

(「採決々々」ト呼フ者アリ)
(鈴木萬次郎君演壇ニ登ル)

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 諸君——諸君(「モウ一度」ト呼フ者アリ)少數者ノ意見ノ報告デゴザイマスカラ、一言申サムルヲ得マセヌ、私共少數者ハ

此原案提出者が始メハ、明治三十三年ノ一月一日カラ實施スルト言ヒナガラ、修正案ハ當局者ガ漸次時機ヲ見テヤルト云フヤウナコトニシナケレバ、

實際出來ナイモノデアルト云コトハ、明デアラウト思ヒマス、他ハ私ハ理由ヲ申シマセヌ、私共ハ法律ヲ以テ強テ致スベキモノデ

ナイト云フ意見ニアリマス

○恆松隆慶君(九十七番) 討論終結、無記名デ可否ヲ決セラレンコトヲ望ミ

○恒松隆慶君(九十七番) 討論終結、無記名デ可否ヲ決セラレンコトヲ望ミ
マス
(「贊成々々」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 段々通告ガアリマスルガ、討論終結ノ動議ガ出マシテ、是マデ討論ヲ許サズシテ採決シタ例ガアリマスカラ、採決致シマス、討論終結ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數
(「贊成々々」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、採決ハ無記名投票ニ致シマス
(「起立デ宜シイ」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 閉鎖——ソレデハ念ノタメニ宣告致シテ置キマスガ、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ハ、白イ球、第二讀會ヲ開クベカラズト云フ諸君ハ黒イ球ヲ入レマス——點呼ヲ始メマス

(廣瀬書記官氏名ヲ點呼ス)
○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカ——閉鎖——是ヨリ開匣致シマス
(書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス)

○議長(片岡健吉君) 名刺ト球ノ數ト符合致シマスカラ、投票ノ結果ヲ御報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニアリマシタ、次ハ讀事日程ノ第十二、明治三十年法律第三十九號中改正法律案第一讀會ノ續、本村誓太郎君

(本山書記官朗讀)

出席總員百六十八

白球 五十三

黑球 百十五

(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニアリマシタ、次ハ讀

事日程ノ第十二、明治三十年法律第三十九號中改正法律案第一讀會ノ續、本村誓太郎君

第十三 正法律案(木村誓太郎君外二名) 第一讀會ノ續(委員長提出)

○木村誓太郎君(五十九番) 此日程ノ第十三(テゴザリマスガ、是ハ私共特別委員ニアリマスガ、特別委員會ニ於キマシテハ、耕地整理法案ノ第十六條ニ明治三十年法律第三十九號ノ改正案ノ精神ガ、即チ十六條ニ現レマシタノアリマス、即チ此耕地整理法案ノ成立、チマシタ以上ハ、此改正案ハ不必要トナリマス、デ是ハ委員會ニ於テ、此耕地整理法案ノ可決シマシタ結果トシテ、廢棄スペキモノト云フコトニ決議致シタノニアリマス、此段御報告ヲ致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 直チニ否決賛成デゴザリマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ本案否決ニナリマシタ

○議長(片岡健吉君) マダ時間ハ少シアリマスガ、本日ノ議事ハ是ダケニ致シマシテ、是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シテ散會スルコトニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

山田武君後藤文一郎君磯田和藏君山内吉郎兵衛君望月長夫君鰐島相政君東良三郎君ヨリ明治二十三年法律第七號重罪控訴豫納金規則廢止法律案明治十八年第二號布告輕罪控訴規則廢止法律案明治十九年勅令第四十六號罰金及追徵ニ係ル上告豫納金廢止法律案ヲ西村淳藏君富田仙助君ヨリ明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中改正建議案ヲ提出セラレタリ

教育基金特別會計法案外二件委員長ニ星松三郎君理事ニ中辰之助君當選セラレタリ

特別委員ヲ指定スル左ノ如シ
権利收用ニ關スル法律案委員

宮原幸二郎君	淺香克孝君	橋本久太郎君
松本正友君	五十野讓君	永井嘉六郎君
三輪傳七君	雨森菊太郎君	和泉邦彦君

○議長(片岡健吉君) 明日ノ議事日程ヲ御報告致シマス

(寺田書記官朗讀)

議事日程 第四十號 明治三十一年三月四日(土曜日)

午後一時開議

第一 増稅法案(政府提出)

(院同付)

第二 岡山縣下郡廢直法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

製造葉煙草輸出交付金ニ關スル法律案

第一讀會ノ續(委員長)

第四 航海獎勵法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(政府提出)

第五 明治二十九年度歲入歲出決算

第六 關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案(貴族院同付)

第七 過剩金還付ノ建議案(利光鶴松君)

第八 鐵道敷設工事ヲ豫定期限内ニ竣功スヘキ建議

(委員長報告)

第九 海田市ヨリ吳ニ至ル鐵道敷設工事著手ノ建議案

(内藤守三君)

第十 製絲事業ニ關スル建議案(栗原亮一君)

(外十名提出)

第十一 巴里萬國大博覽會ニ日本清酒酒舖開設ニ付特ニ

當業者ヲ保護スルノ建議案(金井貞君外)

第十二 四國高等學校設置建議案(林齋君外)

(明治二十五年勅令第十一號豫戒令廢止建議案)

第十三 (加藤政之助君)

(外一名提出)

第十四 監獄教誨師ニ關スル建議案(神穂知常君)

(明治二十九年法律第七十號移民保護法中改正法)

第十五 律案(柏谷義三君)

(外二名提出)

第十六 鮭鱒養殖事業ニ關スル建議案(根本正君外)

(明治二十九年法律第七十號舊和歌山藩士族卒家祿)

(委員長報告)

第十七 引直ノ請願

(特別報告第三十號)

舊和歌山藩士族卒家祿

(委員長報告)

第十八 (特別報告第三十一號) 營業稅法改正ニ關ス

(午後五時八分散會)

(委員長報告)